DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

(1) Box no. 2873

(2) Folder title/number: Disaster (14)

(3) Date: Dec. 1950

(4) Subject:

Classification	Type of record
9450	c, t

(5) Item description and comment: Toyama

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no.

Sheet no.

(Compiled by *National Diet Library*)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Report of Fire - Toyama-shi.

Totally Destroyed Small house attached to factory 32 Homes. Loss 65 million

2130 - Feb. 18
030 Feb. 19
Toyama city

file

48 Factory Totally Destroyed - Loss 22 million
4526 Persons

Total loss.
88 million

none dead
Injured fireman 2

Governor gives ¥300 for each Family
City trying to give some money to Family
Red Cross given shirt clothing for children
Dobo Engokai Boys give some money to each Family
City giving every food aid needed
U.L.S.
No Disaster Relief Law Declare

W.T. James
20 Feb. 1951

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

5 September, 1950.

TOYAMA PREFECTURE

DISASTER OF TYPHOON

Death	4	
Whereabout unknown	Unknown yet ,but very few.	
Injured	114	(heavy 30 light 84)
Houses totally destroyed	96	
" half "	847	
Non dwelling houses totally destroyed		457
" " " half "		1,144
Paddy field inundated		6,800 chobu
Vegetable field "		4,783 "
Road destroyed	54	
Banks "	15	
Bridges washed away	6	
Boats destroyed or missed	11	

Action taken: It is just discussed now at Kencho whether Disaster Relief Law will be mobilized.

100 persons of Sanitation Section of Ken and 100 persons of Red Cross are working for sterilization and for the injured.

1,000 persons of Fire men and 2,000 persons of Youth Associations are working for clearance and repair of houses destroyed.

The above information was secured from Mr. Ito, Welfare Section of Toyama Kencho.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

S C

25 November 1949

The following telephone message was received from Major Brunner, Toyama Civil Affairs Team, at 1030 hours, this date.

a. Fire at the Prefectural Police Training School. Cost of damage approximately ¥6,000,000. One police trainee slightly injured. Cause of fire is believed to be due to a defective chimney in the kitchen. Fire occurred at 0540 to 0630, 24 November.

b. Fifteen foot Tidal Wave from approximately 2000 hours, 23 November to 0800 hours, 24 November, on coastal section of SHINMINATO. Damage: 1500 houses inundated, damage approximately ¥75,000,000. 24 boats and 12 fishing nets damaged cost approximately ¥1,000,000. No casualties or deaths.

C Cook

C. COOK
WOJG USA

COPY DIST. TO:
PW v CS Bn
PH
L+G

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

TENTATIVE CHECKLIST FOR EVALUATING JAPANESE PREFECTURAL DISASTER PLANS

Toyama Prefecture

7, July 1949

ADMINISTRATION

1. Organization

		Yes	No
a.	Is the Governor in charge of disaster operation?	x	
b.	Does he have a Deputy Assistant?	x	
c.	Is the prefecture disaster planning board organized in accordance with the provisions of the Disaster Law?	x	
d.	Has a working committee been set up from the Prefecture Disaster Planning Board?	x	
e.	Does the Board include key prefectural officials?	x	
f.	Has the Japan Red Cross been organized and coordinated in order to carry out their obligations under the law?	x	
g.	Are provisions made for a Field Headquarters for officials in time of disaster?	x	

2. Liaison and Reporting

a.	Is there liaison with the Occupation Forces?	x	
b.	Is there liaison with the Japanese Red Cross?	x	
c.	Is there a plan for inter-prefectural aid?	x	
d.	Are emregency channels of communication provided?	x	
e.	Are procedures established for reporting to the Japanese Government?	x	
f.	Will an evaluation of the operation be made?	x	
g.	Will chronological records be kept of the events of the operation?	x	
h.	Will the Disaster Plan be revised to correct weaknesses discovered during a disaster?	x	

3. Supplies

a.	Is there coordination of requests for supplies during an emergency to prevent duplication	x	
	The coordinating agency is:	x	
b.	Is emergency transportation provided?	x	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

PHASES OF A DISASTER OPERATION

	Yes	No
1. Preparadness Phase		
a. Have the dis ster hazards been studied?	X	
b. Will the plan be revised periodically?	X	
c. Is training provided for responsible disaster workers?	X	
d. Is procision made to publicize safety precautions?	X	

PHASES OF A DISASTER OPERATION (con'td)

	Yes	No
2. Alerting Phase		
a. Will the metereelogical officials advise the Prefecture of approaching disaster?	X	&&
b. Is there a system of alerting the responsible official?	X	
.....subordinate department workers?	X	
.....municipal and town officials?	X	
.....Haoabese Red Cross officials?	X	
c. Will disaster warnings be publicized?	X	
d. Will disaster warnings be broadcast by radio?	X	
e. Are provisions made to use emergency communication channels?	X	
f. Will evaluation of threatened areas be supervised? By the police?	X	
	X	
3. Emergency and Rehabilitation Phases		
a. Police Officials: Do they have the following duties?		
(1) Maintain law and order?	X	
(2) Survey and report damage?	X	
(3) Direct rescue work?	X	
(4) Control traffic?	X	
(5) Guard woakened bridges, broken power lines, and other hazards?	X	
(6) Check disaster-caused blackmarket activity, profiteering and looting?	X	
(7) Supervise the work of the emergency auxiliary police?	X	
Train the auxiliary police prior to the disaster?	X	
(8) Report all developments to Disaster Headquarters?	X	
(9) Plans for clearing fire breaks?	X	
Is the police function limited to the above duties?		X
b. Fire officials: Do they have the following duties?		
(1) Publicize fire prevention measures?	X	
(2) Inspect community periodically for fire hazards?	X	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	Yes	No
Enforce elimination of these hazards?	x	
(3) Recommend construction of sumps and jetties where needed?	x	
(4) Provide for daily check:.....		
..... water pressure?	x	
..... fire fighting equipemnt?	x	
..... special resue equipment?	x	
(5) Fight first?	x	
(6) Rescue people trapped in burning areas?	x	
(7) Request police assistance to control traffic?	x	
(8) Report all developments to Disaster headquarters?	x	
c. Health and Sanitation Officials: Do they have the following duties?		
(1) Organize and supervise Medical Relief Squads?	x	
(2) Establish First Aid Stati ons?	x	
(3) Hospitalize critically injured?	x	
(4) Coordanate program with Japanese Red Cross Work?	x	
(5) Test representative samples of drinking water for purity? (Sample to be submitted by Civil Engr Officials)	x	
(6) Take precautions against epidomics?	x	
(7) Establish medical supply points to service first aid teams?	x	
(8) Coordinate requests for medical supplies?	x	
(9) Arrange for repair of sewage lines or other sanitation facilities?	x	
(10) Report all developments to disaster headquarters?	x	
d. Welfare officials: Do they have the following duties?		
(1) Provide the following emergency felief supplies?	x	
Food?	x	
Clothing?	x	
Blankets and bedding?	x	
Shelter?	x	
Fuel?	x	
(2) Provide burial expenses?	x	
(3) Provide rehabilitation under Daily Life Security Act?	x	
e. Economics Officials: Do they have the following duties?		
(1) Coordinate request to JG, CAT and SCAP for additional commercial supply of:	x	
Normal ration items?	x	
Building materials?	x	
Gaseline and oil?	x	
Fishing equipment?	x	
Farmming equipment?	x	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	Yes	No
(2) Submit estimates of long-term supply needs?	x	
(3) Cooperate with police in checking disaster-caused blackmarket activities and profiteering?	x	
(4) Report all developments to disaster headquarters?	x	
f. Civil Engineers: Do they have the following duties?		
(1) Report all developments to disaster headquarters?	x	
(2) Roads and bridges		
(a) Dispatch work crews to reopen essontial highways and bridges?	x	
(b) Determine maximum load which remaining bridges can carry?	x	
1 Gave this information to the police?	x	
(c) Repair roads and bridges as rapidly as possible	x	
3. Harbor facilities (if available)		
(1) Restore maritime warning devices (buoys, blinkers, etc.)?	x	
(2) Locate beaches suitable for landing emergency supplies?	x	
(3) Repair lighters if docks are unsorviceable?	x	
(4) Restore oranes and allied equipment?	x	
(5) Reestablish normal operations as raplidly as possible?	x	
4. Landinf fields (if available)		
(1) Prepare landing strips for emergency use?	x	
(2) Repair damaged equipment?	x	
(3) Restore markings, wind sleeves, etc.?	x	
5. Water supply		
(1) Patrol reservirs, pipe lines, etc., against contamination?	x	
(2) Plan altermate source of supply?	x	
(3) Establish water supply points in extreme emergencies?	x	
(4) Submit representative smaples of drinking water to Health Officials for bacteriological testing?	x	
(5) Supervise purification of water?	x	
(6) Restore normal water supply system as rapidly as possible?	x	
6. Flood Control		
(1) Plans for emergency repairs to levees in case of impending floods?	x	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	Yes	No
(2) Plans for utilizing all available craft for rescue in events of floods and tidal waves?	x	

In addition to these specific duties, the Civil Engineer officials shoudl be prepared to assist the following utilities <u>if a special request is received from the responsible officials.</u> These utilities are controlled by the national government rather than the prefectural government:

	Yes	No
1. <u>Railroads</u>		
a. Provide workers	x	
b. Provide equipment and reconstruction material?	x	
c. Arrange emergency trasportation to evacute injured in case of a train wreck?	x	
2. <u>Electrical system</u>		
a. Provide workers	x	
b. Provide equipment and reconstruction material	x	
c. Report power line breaks	x	
d. Assist in setting up emergency generators	x	
3. Gas		
a. Provide workers	x	
b. Provide equipment and reconstruction material	x	
c. Report leaks in storage tank, pipe lines, etc.	x	
4. Telephone and telegraph		
a. Provide workers	x	
b. Provide equipment and reconstruction material	x	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

全文日本文のまま

富山縣災害救助對策及び實施計畫要綱

富山縣民生部社會福祉課

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

目　次

第1　[illegible]の方針

(1)　米[illegible]の[illegible]

(II)　[illegible]の[illegible]

(III)　[illegible]

第II　[illegible]の[illegible]

1　[illegible]（[illegible]）

(1)　[illegible]

1　[illegible]

2　[illegible]の代[illegible]

(II)　[illegible]の[illegible]

1　[illegible]の[illegible]

2　[illegible]の[illegible]の場合

(III)　[illegible]の[illegible]

1　[illegible]の設置

2　同　[illegible]の設置

3　[illegible]の設置

4　[illegible]の設置

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

5 委員及び局員の任務
6 各委員への連絡
(四) 非常災害發生に伴う非常態勢の確立
A 縣　廳
1 災害輕微の場合
2 災害重要度と認められる場合
B 地方事務所各廨及び市町村
1 縣の下部機構
2 市　町　村
C 各委員及び局員、主事の召集
D 警備警戒についての連絡
E 日本赤十字社との連絡

第三、實施の細目

一、總務厚生部門擔當計畫
(一) 軍政部又は進駐軍部隊及び中央災害救助對策協議會への通報連絡
A 軍政部又は進駐軍部隊への通報連絡
1 災害の狀況通報連絡
2 軍政部よりの指令、要望事項等の連絡
3 兵力の出動要請連絡
B 中央災害救助對策協議會への通報連絡
C 厚生省及び各縣への應援援助計畫の連絡

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

1 厚生省への連絡
2 各縣との應援援助計畫

(二) 縣議會の措置
1 縣議會の招集並に緊急豫算の編成
2 縣議會との連絡

(三) 勞務動員計畫
1 技能勞務者の確保
2 出動計畫

(四) 强制權の發動計畫
1 人と物に對する强制權の發動
2 施設、設備の使用收用の强制權發動
3 强制權發動を擔當する部
4 公用臺帳の整理

(五) 遺族扶助金の支給

(六) 災害救助計畫に對する綜合的調整
1 災害救助計畫の實施狀況記錄
2 救助作業の評價判定
3 災害救助計畫の改訂
4 災害發生に對する研究
5 災害發生豫防策を一般に周知せしめる方法
6 災害救助計畫の訓練

(七) 租稅の減免及び金融の措置

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

1 租税の減免
2 金融の措置
(八) 其の他
1 葬儀費用の準備
2 生活保護法による生活再建
3 學校の避難所使用及び維持
(九) 現地災害指揮所設置
(十) 海上に於ける救護計畫
1 海上遭難者の救護
2 陸上への收容救護
3 海上救護(警備)に對する船舶實在數
輸送に要する
二、通信部門擔當計畫
(一) 情報の蒐集及び警報並びに通報連絡
A. 災害發生の危險を豫知する方法
1 氣象觀測により災害發生の豫知する方法
2 測候所よりの災害情報
3 緊急の場合の特報、警報
4 關係者の非常配置
5 警報の通報系統
6 洪水の場合に於ける情報蒐集
7 通信機關よりの情報連絡
B 災害發生の危險を豫知させる方法

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

1 災害發生の情報を蒐集する方法
2 地方事務所及び市町村
3 一般民衆に知らせる方法
4 人心の收攬
5 非常時通信系統の手配

三、公安部門擔當計畫

(一) 災害時及び非常災害時に於ける警備警戒

1 警備計畫の設定
2 警備情報蒐集連絡通報
3 警備要員の非常召集
4 警備用器材並に施設の裝備
5 非常警備警戒實施
6 犯罪の防遏檢擧
7 交通通信
8 警備通信
9 水火消防その他關係機關との協定
10 部隊編成
11 法規手續上の措置
12 災害の測定報告
13 災害現地指揮所への經過報告
14 破壞された橋梁、道路及び斷線せる電線その他危險なるものに對しての警備

四、消防部門擔當計畫

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

A 火災警防

(一) 豫防對策

1 防火デーの行事徹底

2 防火手段の徹底

3 必要な貯水池

4 日々の檢査手配

イ、水壓

ロ、消防用具

ハ、特種救助用具

5 火災警報制度の實施

(二) 警戒消防

(三) 鎭火消防

1 消火及び現場指揮者

2 消防相互應援

(四) 救出避難

1 避難誘導

2 避難所

a 郡市別收容施設豫定人員及び種類

b 指定以外の施設の使用

(五) 災害現地指揮所への經過報告

(六) 交通整理のため警察官への應援

警報

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

火災警報發令時の實施措置
水火災警信號
消防相互應援協定要綱
B 水害警防計畫
(一) 要警戒河川
(二) 豫防對策
1 沿岸調査
2 河川取締
3 水防思想普及
4 豪雨時の措置
(三) 事前對策
1 共同の水防訓練
2 資材の常置
3 關而備付
4 技術者と動員
5 消防團員の水防作業配置計畫
(四) 水害發生報告
1 現場の警戒本部
2 報告
五、衛生部門擔當計畫
A 醫療救護及び防疫
1 醫療救護班の組成及び監督

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2 救護班の使命
3 救護班編成
イ、本　部
ロ、支　部　分　隊
ハ、救助隊協力部（日赤支部）との連絡
4 防疫班の設置
5 防疫班の編成
イ、本　部
ロ、支　部
ハ、分　隊
6 携行衛生材料の備蓄
イ、本　部
ロ、支　部　分　隊
ハ、病　院
ニ、衛生材料調整班の編成
7 現場救護所の設定
8 重傷患者救護病院
9 日本赤十字社との協力計畫
10 飲料水の純度檢査
11 傳染病に對する處置
12 現場救護班のため醫療供給所の設置
13 醫藥品の整合中込

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

14 下水溝其の他衛生施設の修理
15 現地指揮所への經過報告
16 衛生部關係の指揮系統

六、食糧及び資材部門擔當計畫

(一) 食糧及資材の確保配給

1 非常食糧の確保並に配給について
2 木材燃料の確保配給について

焚出の實施

1 實施の主體
2 設備
3 食糧
4 副食及び調味料
5 焚出に要する勞力

七、經濟部門擔當計畫

(一) 政府、軍政部、連合軍總司令部への商品補給整合申込
(二) 非常用衣料品の確保並びに配給
(三) 非常用日用品の確保並びに配給
(四) ガソリン及び油の確保
(五) 長期に亘る補給物資の見積
(六) 災害によつて起つた闇取引及び不正利得取締りのため警察との協力
(七) 現地指揮所への經過報告

八、技術部門擔當計畫

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(一) 河川水防並に道路橋梁
1 現地指揮所への災害報告
2 道路及び橋梁
a 主要國道及び橋梁修理員の派遣
b 橋梁の堪え得る最大負荷量の調査
c 水防計畫
d 可及的速かに道路橋梁の修理
e 水防資材並に勞力
(二) 港灣施設
A 施設設備
1 海上警備
2 浮標明滅閃光機等の設備
3 他の機關との連絡
B 非常救助物資陸揚げのため適當なる海岸の選定
C 船渠が役立たぬ時の舒の修理
D 起重機及び附屬機械の修理
E 可及的速かに通常作業に復歸する
(三) 飛行機着陸場
1 非常用着陸滑走路の準備
2 破損用具の修理
3 標識吹流し等の修理
(四) 水道

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

A 貯水池水道管等の汚濁巡視
B 水源切り換へ計畫
C 殊に非常の場合の配水所設置
D 細菌檢査のため衛生官に飲料水の見本を送るか
E 水の淨化監督
F 可及的速かに水道系統を常態に復舊するか

(五) 鐵道
A 人夫の用意
B 機具及び復興資材の用意
C 鐵道事故による負傷者避難の非常輸送の手配

(六) 電氣
A 人夫の用意
B 機具及び復興資材の用意
C 電線切斷の報告
D 非常用發電機設置に努力

(七) 瓦斯
A 人夫の用意
B 機具及び復興資材の用意
C ガスタンク、ガス管等の漏洩報告

(八) 電話及び電信
A 人夫の用意
B 機具及び復興資材の用意

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

九、輸送部門擔當計畫
A 鐵路輸送
1 輸送方法
2 强制權の發動
B 陸上輸送
1 輸送
2 燃料
3 强制權の發動
C 海上輸送
1 輸送
2 船舶
3 港灣
十、協力部門擔當計畫
各種團體との協力活動促進

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

富山縣災害救助對策及び實施計畫要綱

第一　實施の方針

(一)　趣　旨

本要綱は各種の災害及び非常災害の發生に際し政府の行う施策に即應し關係行政機關、地方公共團體日本赤十字社その他の團體及び國民の協力の下に應急的に必要な救助を行い災害にかかつた者の保護と社會秩序の保全を圖らんとするものである。

(二)　災害の範圍

この要綱による救助計畫は縣の全部又は一部及び他縣にわたる非常災害にかかり現に應急的な救助を必要とする者並びに多數の者が同一の災害にかかりたる場合に、隷じめ組織しある有事即應の實働計畫によつて統制ある活動を實施し災害救助法の規定による應急救助、罹災者の保護に必要なる左の措置を行うものである。

(三)　措　置

1　災害救助實施責任
2　災害救助の基準
3　應急救助
4　救助活動組織の確立
5　非常災害發生に伴う非常態勢の確立
6　情報の蒐集、通報連絡、警報の傳達
7　社會秩序の維持保全のため適切なる警察權の行使警備警戒
8　火災警防水災警防、消防、救出避難

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

9 應急救助に必要な衣料、寢具、家庭必需物資の備蓄配分
10 應急復舊、修理、建設資材の確保、技術者の動員計畫
11 勞務、施設設備の使用、收用
12 金融及び租稅減免の取扱い資金の調達
13 醫療救護及び防疫の實施
14 緊急食糧の配給確保、救助物資及び食糧の輸送
15 緊急輸送、陸上、海上、鐵路、輸送計畫
16 河川水防並に道路橋梁及び水道港灣應急計畫
17 各種團體の協力促進連絡

等の必要なる措置要領を規定したものである。

第二 實施の要領

一 總 說（組織機構）

（一） 災害救助實施責任

1 災害救助實施者

災害救助の責任は國家が地方公共團體、日本赤十字社その他の團體及び國民の協力の下にこれを負いその實施をする者は災害救助法第二十二條の規定により縣知事がその責任を負い災害救助計畫を樹立しこれに當るものとする。

2 縣知事の代理者

縣知事が不在の場合副知事をしてこれを代理し副知事は災害救助對策協議會事務局（以下單に協議會事務局という）長としてこれを代理するものである。

副知事不在の場合は災害救助對策協議會（以下單に協議會という）の委員中より豫じめ定めある者を以て代理する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ものとする。

(二) 災害救助の基準

1 災害救助法による救助が行われるのは災害にかかつた者を放置しておくことがその者の保護のためにも、社會秩序を保全するためにも許されない狀態にあるときであつて災害の種類、及び規模については同法第二條の規定以外に劃一的な基準を設けられていないが當分の間從來の罹災救助基金法が適用された例に準じて行うものとする。

2 災害が重要度と認められざる場合は豫じめ協議會において樹立された計畫によつて知事がこれを應急的救助を行うものとする。

(三) 救助活動組織の確立

1 縣災害救助對策協議會の設置

災害救助計畫を樹立し應急的な救助及び緊急措置を協議しこれを推進するため災害救助法第三條の規定により知事を會長とする縣災害救助對策協議會（以下單に協議會という。）の構成委員（關係行政機關の長、日本赤十字社學識經驗者）がこれに當り各委員はその計畫の實施を推進するために必要な措置をとらなければならない。

2 同事務局の設置

右の災害救助對策及び實施計畫の事務的處理に當るものは別に組織しある副知事を局長とし縣廳の幹部によつて構成されている事務局局員並に主事がこれに當るものである。

3 縣災害救助隊の設置

前項によつて樹立された計畫を實踐するものは別に組織しある知事を隊長とする縣災害救助隊（以下單に救助隊という）がこれに當るものである。

救助隊には責任ある部制を設け、本部を縣廳民生部に支部を郡市に、分隊を、町村に置いて實際活動をするものとする。

4 災害現地指揮所の設置

非常災害の發生の場合及び災害が廣範圍にして重要度と認められる場合は、知事は、災害現地に協議會委員及び事

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

務局局員、主事等を以て現地指揮所又は同出張所を設け災害救助に對する情報蒐集、連絡、調査、救助等の綜合的企畫實施の連絡調整に當るものとする。

その編成及び設置は災害の情況判斷により知事がその都度定めるものとしその長は縣救助隊長たる知事が命ずるものとする。

5 委員及び局員等の任務

協議會の構成委員並びに事務局局員、主事は災害救助法によりその職責において災害救助の任務を果すものでこれを會長である知事が任命し各々その專門的立場より總務厚生、公安、消防、食糧及び資材、經濟、衛生、技術、輸送、協力、通信の十部門に分ちてこれを配置し、その職分において災害救助計畫を樹立推進するものとする。

6 各委員への連絡

總務厚生部門の擔當委員はその職責よりして各委員と常に緊密なる連絡をする必要があるため事務局主事二名を責任連絡員とし事前並びに非常時の連絡統一に當るものとする。

(四) 非常災害發生に伴う非常態勢の確立

A 縣廳

1 災害輕微の場合

災害が輕微なるものと認められる場合は縣廳の機構は平常の儘その救助に當るものとする。

2 災害重要度と認められる場合

非常災害の發生及び災害が重要度と認められる場合は救助活動組織を確立するため縣廳の機構は直に「非常時態勢」の配置につき時間外の場合は別に定めある「廳員非常召集規程」並に縣災害救助隊設置規程第二十條乃至第二十二條の規定に基き廳員の「非常召集」を行い關係方面と緊密なる連絡の下に本要綱に基く計畫を實施するため別に編成しある縣災害救助隊の整備をなしそれぞれの配置につくものとする。

B 地方事務所各廨及び市町村

1 縣の下部機構

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

管内に非常災害及び救助を要する事態が發生したる場合は前項に準じ直に「非常時態勢」の配置につき時間外の場合は別に定めある「非常召集規程」により關係者の「非常召集」を行い縣にその情況を直に報告すると共に地方事務所にありては別に編成しある縣災害救助隊支部の態勢を整備しそれぞれの部署につくものとする。

2 市　町　村

管内に非常災害及び救助を要する事態が發生したる場合は前項に準じて直に關係者の非常召集を行い「非常時態勢」の配置につきこれが態勢の確立をなすと共に別に定めある縣災害救助隊支部又は分隊（市にありては支部、町村にありては分隊）の整備をなすものとする。

C 各委員及び局員、主事の召集

非常災害の發生並に災害が重要度と認められる場合は協議會委員及び事務局局員、主事に對し「非常召集」を行いこれが緊急對策について協議し計畫の推進のため必要なる措置をとるものとする。

D 警備警戒についての連絡

非常災害の發生並に災害の重要度に伴う警備警戒については別に定めあるも國家地方警察、地方自治體警察の運營について縣警察長協議會長に連絡し救助活動組織確立の態勢強化に協力せしめるものとする。

E 日本赤十字社との連絡

各種團體の協力活動を促進するため日本赤十字社縣支部をして連絡調整に當らしめ、その情況により醫療救護班の派遣等をなさしめ救助活動組織態勢の確立をなさしむると共に豫じめその準備態勢を整い置きその情況により直ちに出動出來る如く措置しおくものとする。

第三　實施の細目

一、總務厚生部門擔當計畫

（一）軍政部又は進駐軍部隊及び中央災害救助對策協議會への通報連絡

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

A 軍政部又は進駐軍部隊への通報連絡

1 災害の狀況通報、連絡

災害の發生の狀況その他これに關連する必要事項にして軍政部又は進駐軍部隊との連絡通報は口頭又は電話を以てこれをなすものとする。

その連絡通報は總務厚生部においてこれをなすものとする。

2 軍政部よりの指令、要望事項等の連絡

軍政部又は進駐軍部隊より發せられる指令各種要望事項等の連絡については總務厚生部（渉外課）がこれに當るものとする。

3 兵力の出動要請連絡

知事は非常時態よりして警察力の以外に兵力を要すると認められる場合は獨自の立場において軍政部隊長又は進駐軍隊長に兵力の配置方を要請するものとする。

B 中央災害對策協議會への通報連絡

災害の情況その他これに關連する事項にして中央災害救助對策協議會に對し情報連絡の通報は迅速なるを要するため有線電信電話又は無線電信にてこれをなすものとする。これに當るものは總務厚生部にする。

C 厚生省及び各縣への應援援助計畫の連絡

1 厚生省への連絡

災害が廣範圍にして他縣にわたり他府縣よりその應援を要する場合は直ちに中央災害救助對策協議會又は厚生省を通じこれが主任大臣に對し要請すると共に必要なる措置をなすものとする。（宿舍等）

2 各縣との應援援助計畫

他府縣より應援を求められ又は援助を要すると認められる場合はその情況により知事において必要なる措置をなすものとする。

(二) 縣議會の措置

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

1 縣議會の招集並に緊急豫算の編成

災害の程度廣範圍にして計上豫算のみにて不足を生ずる虞れのある場合並に計畫實施に伴う緊急豫算を編成し災害對策に對し必要ある場合、知事は緊急縣議會を招集し協議の上緊急豫算の編成をなすものとする。

2 縣議會との連絡

縣協議會において樹立した計畫は常に縣議會に連絡の上周知徹底しおき有事の場合において計畫實施に齟齬の絶無を期するものとする。

この連絡は議會事務局がこれに當るものとする。

(三) 勞務動員計畫

1 技能勞務者の確保

災害救助に對する技能勞務者は關係公共職業安定所を通じ關係統制組合別に所屬勞務者の職種別員數を調査し常に異動狀況を明確にし臺帳を作成しおくものとする。

2 出動計畫

イ、職種別員數調査に基き作成せし臺帳により必要ある場合は知事において法第二十四條による所要勞務の出動を命ずることとし、その際出來得る限り公用令書の發動を避くるも已むを得ざる場合は法第二十四條の規定を發動しその際必ず公用令書を以て出動せしむるものとする。

ロ、公共職業安定所は事前に當該業者と充分打合をなしおくものとする。

ハ、從事命令に依らない一般勞務の出動については職業安定所の日傭登錄勞務者及び公共事業登錄勞務者を中心に所在の稼働勞働力を調査しおき有事の際その出動に支障を來さぬよう豫じめ準備しおくものとする。

(四) 强制權の發動計畫

1 入と物に對する强制權の發動

法第二十四條乃至第二十八條の規定による强制權の發動は出來得る限りこれを避くることと 緊急已む無く發動する場合知事は豫じめ準備しある公用令書を以て法第二十四條乃至第二十八條の規定によりこれを發動するものとす

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

る。此の際出來る限り事前に當該關係者と協議の上これをなすものとする。

2 施設、設備の使用收用の强制權發動

法第二十六條の規定により知事において緊急、施設設備の使用をなす場合は豫じめ管理者に通知し檢査の上これが發動をなすものとする。

3 强制權發動を擔當する部

强制權の發動計畫はすべて總務厚生部門においてこれを統轄し發動計畫をなすものとする。

4 公用豪帳の整理

有事即應の態勢を整えおくため强制權發動計畫のため公用豪帳を整理しおくものとする。

(五) 遺族扶助金の支給

前項により法第二十四條又は第二十五條の規定により救助に關する業務に從事し又は協力する者が負傷し疾病にかかり又は死亡したる場合において法第二十九條の規定による各種扶助金の支給をなすものとする。

(六) 災害救助計畫に對する綜合的調整

1 災害救助計畫の實施狀況記錄

災害救助計畫に對し災害時における救助作業及びその實施狀況並に災害の狀況等を記錄しおくものとする。

2 救助作業の評價判定

救助作業に對する評價の判定は各擔當部門別委員において必要なる調査をなすものとする。

3 災害救助計畫の改訂

前號により災害時において實施したる救助作業にして委員による調査の結果、本計畫に不完全なる點及びその實施に不備なる點等を發見したる場合は直ちに知事は協議會に諮り改訂するものとする。

災害救助計畫はその時期四季により計畫を改訂するものとする。

4 災害發生に對する研究

災害發生を未然に防止するためその發生に對する研究をなすため協議會に知事より委囑せられたる專門委員を置き

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

研究をなすものとする。

5　災害發生豫防策を一般に周知せしめる方法

研究により災害發生を未然に防止する豫防方法について一般に周知徹底せしめるために新聞、ラジオ、ビラ等によりこれを周知せしめ災害の輕減を圖るものとする。

6　災害救助計畫の訓練

災害時における迅速なる救助作業の徹底を圖るため本計畫に基き關係者の動員せる訓練を實施することとし年四回これを實施するものとする。

末端機關においてもこれを實施し常に有事卽應の態勢を强化するものとする。

訓練の實施細目についてはその都度知事は協議會に諮り災害救助隊をして行わしめるものとする。

（七）租稅の減免及び金融の措置

1　租稅の減免

非常災害時においてその災害の情況に應じ罹災者に對する租稅の減免をなすこととしその實施の細目はその都度知事において災害の情況により定めるものとする。

2　金融の措置

災害の情況に應じ罹災者に對し金融措置としてその災害地周邊又は縣下に臨時郵便局並に關係銀行の出張所を開設し預貯金の簡易取扱並に簡易保險、郵便年金郵便爲替等の非常拂出しを行うものとする。

（八）其の他

1　葬儀費用の準備

埋葬は災害の際死亡した者の應急死體の處理によつて行い埋葬をなしたる者に對しその費用を支給するものとする遺族其の他の緣故者において埋葬をなす場合は棺又は棺材等の現物を支給するものとしその費用及び現物は市町村長の責任において支給しその範圍は一件四二〇圓以內とする。

2　生活保護法による生活再建

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

災害のため生活に困窮を來たす者については市町村長及び民生委員をしてその實情を調査せしめ生活保護法を適用し速かなる生活の再建を圖るものとする。

3 學校の避難所使用及び維持

災害のため學校を緊急避難所に使用する場合は充分なる連絡の上これをなすの外これが維持管理については縣教育部長の責任においてなすものとする。

(九) 現地災害指揮所設置

現地に災害現場指揮所を設置したる場合は總務厚生部において各部よりの綜合的連絡、調整、報告の收授等に當るものとする。

(十) 海上に於ける救護計畫

1 海上遭難者の救護

海上警備並に遭難者の救護については伏木水上署（海上保安廳）が最寄り各警察署と連絡しこれに當る外各地にある水難救濟會と緊密なる連絡をなすと共に最寄り市町村長と連絡しこれが救護に當るものとする。

2 陸上への收容救護

海上に於て遭難者ありたる場合陸上への收容救護は地元水難救濟會及び最寄り警察署長、市町村長がこれに當り焚出及び衣料品の配給についてはその都度知事に連絡しその指示を得てこれを行うものとする。

3 海上救護に要する水難救濟船舶は左記の通りにして警戒船をその情況により海上救護に充てその際伏木水上署長よりの連絡又は地元警察署長へ市町村長よりの連絡により出動救護に當りその要請或は連絡により東海運局伏木支局長がこれに當るものとする。

浮標、明滅閃光機等は富山港伏木港に設備しあり

4 海上救護（警備）に對する船舶實在數

海上輸送に要する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

船名	總噸數	船籍港	所有者	備考
雄山丸	一九噸二九	魚津町	帝國水難救濟會魚津救難所	
奈果浦丸	一九九九	高岡市	〃	
つるぎ丸	一三〇〇	〃	新湊救難所	
共勢丸	四五〇〇	四方町	伏木救難所	
第一富山丸	一五七一	富山市	浦上次一	
新生丸	一五〇〇	氷見町	日通岩瀬支店	
三寶丸	五七五	滑川町	帝國水難救濟會氷見救難所	
繁丸	三〇〇	泊町	水野治才	
第二榮共丸	三〇〇	生地町	古市繁太郎	
			松下七次郎	

漁船			
郡市別	隻數	郡市別	隻數
富山市	二六	下新川郡	一一六
高岡市	二五四	射水郡	九
婦負郡	二二	氷見郡	二三四
中新川郡	二一	計	六七二

二、通信部門擔當計畫

(一) 情報の蒐集及び警報並びに通報連絡

A 災害發生の危險を豫知する方法

1 洪水、颱風、地震等の如き氣象觀測により災害發生の危險を豫知することができる場合は左の方法により關係

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

方面に周知せしめ防衛の準備に當らしむるものとする。

2 富山測候所は災害の情報を蒐集したる場合はこれを警察電話又は逓信省の有線電話により協議會事務局長へ直に連絡し事務局はこれを關係方面に直に通報連絡するものとする。

3 緊急の場合知事は富山放送局より特報ニュースによる警報を發し一般に周知連絡せるものとする。

4 警報發令と同時に關係者は非常配置につき災害の防衛に當るものとする。

5 警報の通報系統は左によるものとする。

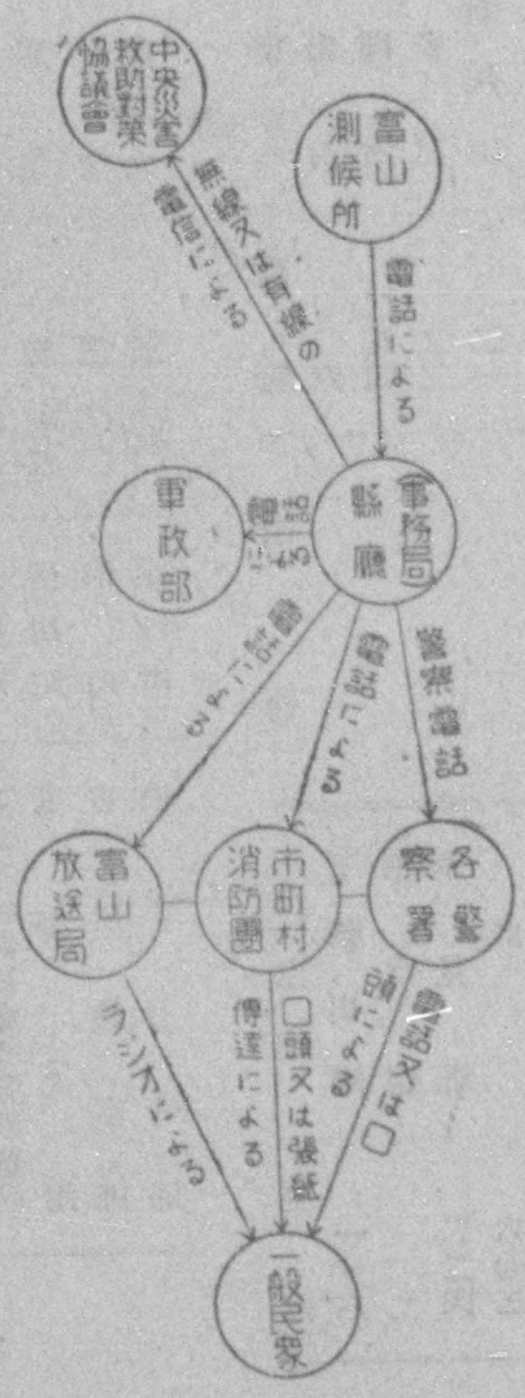

6 特に洪水の場合においては前各號によるの外縣内重要河川の適當なる箇所に豫じめ設置しある雨量並びに水位觀測所はその出水狀況を縣廳（事務局を含む）並びに關係方面に連絡し事務局はこれを沿岸町村に設置しある水防組合に連絡通報し洪水の防衛準備に當らしめるものとする。

7 富山測候所、富山放送局、共同通信富山支局、金澤逓信局、金澤鐵道管理部、東海々運局伏木支局、富山郵便局、富山電話局、富山電氣通信工事局等の諸機關は、災害及び非常災害の發生を豫知したる場合は、これを直ちに協議會事務局にその情況を詳らかに連絡するものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

災害のため有線電信電話杜絶の場合は別途計畫による非常無線を發動して連絡するものとする。その別途計畫は金澤遞信局長の責任において樹立し發動するものとする。別途計畫は「非常無線通信取扱規約」によるものとする。

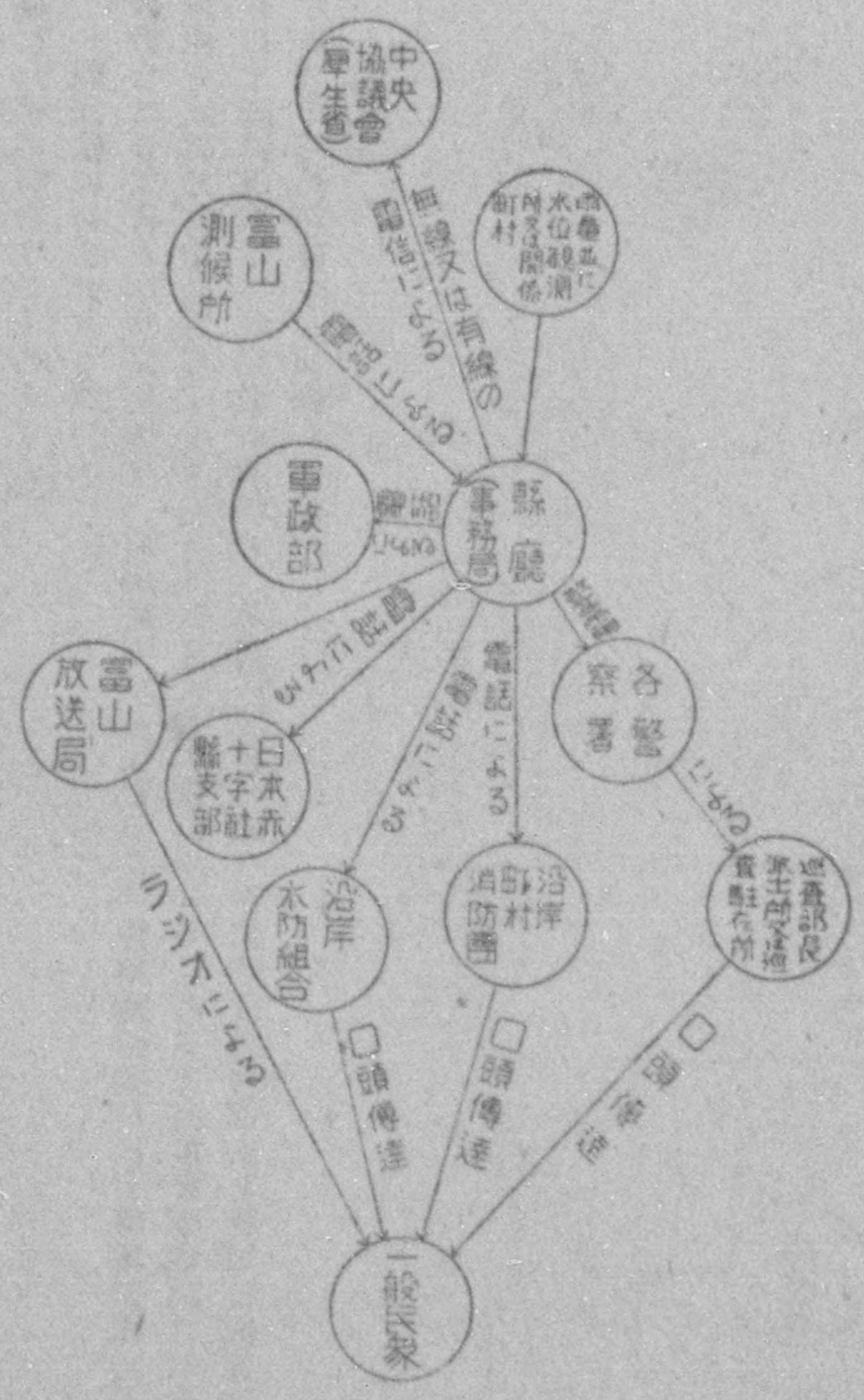

B 災害發生の危險を豫知させる方法

1 災害發生の情報を蒐集する方法

災害及び非常災害の發生の危險を豫知したる場合及びその發生したる情況を富山測候所、富山放送局、共同通信

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

富山支局が蒐集したる場合はこれを協議會事務局にその詳細を必ず連絡通報するものとする。

2 地方事務所及び市町村

災害の發生ありたる場合、市町村長は災害救助法施行細則第一條により直に所定の様式により地方事務所長に連絡し知事に報告するものとする。

3 一般民衆に知らせる方法

突發したる災害及び非常災害を一般民衆に知らしむるには警察電話並びに有線電信電話及び常用無線電信により情報を取纒め富山放送局よりラジオ放送により一般に周知せしめると共に警察電話又は公衆電話、張札、口頭等を以て關係者及び一般民衆に周知せしめ更に非常の際は電灯會社專用電話を利用し關係方面の連絡に當るものとする。その系統表は別表による。

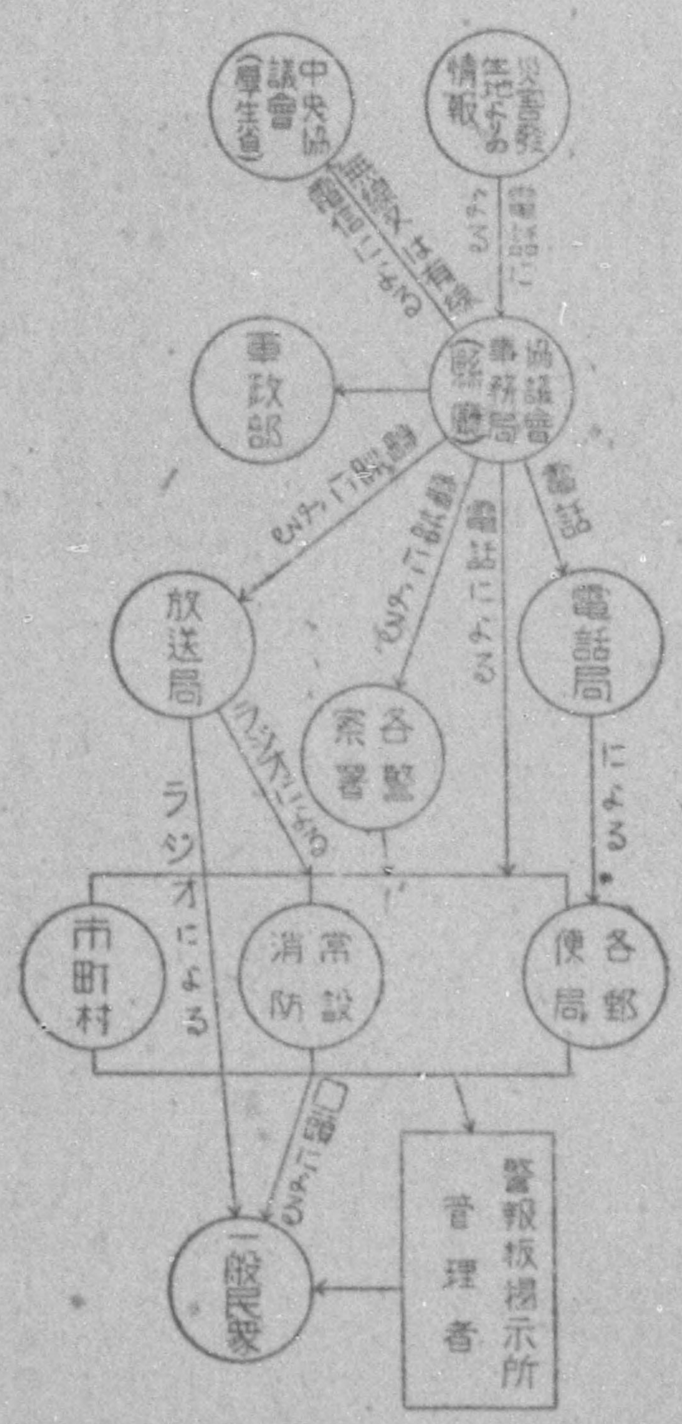

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

4 人心の收攬

人心の收攬についてはラジオを通じ一般に周知せしめ人心の動揺を防止するものとし、これが富山放送局長の責任においてなすものとする。

5 非常時通信系統の手配

前項の災害情況を縣又は一般民衆に周知せしめるためには有線電信電話杜絶したる時は別途計畫に基く非常時無線計畫によりこれをなすものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

1K

非常災害に於ける緊急連絡系統

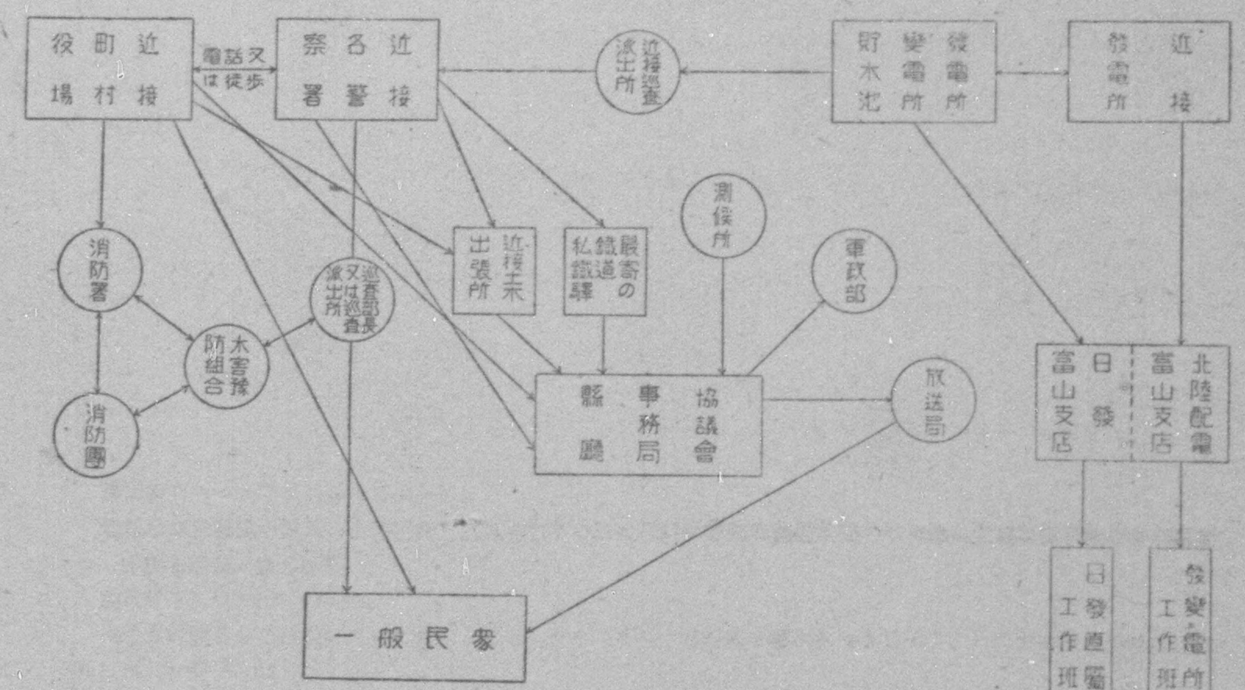

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

非常通話の取扱について

一、通話種別

この通話は特別至急通話とし、取扱上特に非常通話と稱し、天災、地變、犯罪、疫病等公安の維持又は公共の安寧を妨げる事態の發生に際し、その豫防及び措置打合並びに情報の連絡事項を内容とするもので緊急を要する通話のみに限るものである。

二、利用機關

この通話は原則として次の所屬關係機關において、直接上下機關相互間に發受するものに限るが、警察關係のものについては、特に隣接地同位の各機關相互間をも認める。但し連絡上特に緊急止むを得ない場合には、その所屬機關内において相互に發受するものについてもこの取扱をなすことが出來る。

(1) 警察關係

國家地方警察本部、警察管區司令部、都道府縣國家警察本部（北海道の場合は方面本部）、國家地方警察若しくは自治體警察

(2) 災害救助關係

中央災害救助對策協議會事務局、地方災害救助對策協議會事務局、都道府縣災害救助對策協議會事務局、市町村長

(3) 防疫關係

厚生省、都道府縣廳

三、取扱方法

(1) この通話はあらかじめ關係の局に於て、電話番號を決定し所在地通信管署へ連絡し置くこと。

(2) この通話の申込は前記指定電話によることとし、かならず『非常』なる旨申し出ること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、取扱範圍

(1) 天災地變その他の非常災害に際し、死傷者その他罹災民の救濟（緊迫した死傷者發生の豫防を含む）のために必要な緊急措置を内容とする至急官報

(2) 天災地變その他の非常災害に際し、鐵道線路の復舊のため緊急を要する事項を内容とする至急官報で鐵道官署相互間に發受するもの

(3) 天災地變その他の非常災害に際し緊急を要する事項を内容とする進駐軍の公用官報

(4) 天災地變に際し緊急を要する事項を内容とする氣象局報又は氣象至急官報

(5) 天災地變その他の非常災害に際し、災害救助のため緊急を要する情報を内容とする至急官報で、次の掲げる機關相互間に發受するもの

中央災害救助對策協議會長（内閣總理大臣）同事務局長、地方災害救助對策協議會長（内閣總理大臣の指名する都道府縣知事）同事務局長、都道府縣災害救助對策協議會長（都道府縣知事）

(6) 天災地變その他の非常災害に際し緊急を要する災害狀況通報を内容とする至急新電報

二、警察關係

天災地變その他の非常災害、暴動、重大犯罪の發生等に際し治安確保のため緊急を要する事項を内容とする至急官報で次に掲げる警察關係相互間に發受するもの

内閣總理大臣、國家公安委員會、國家地方警察本部、警察管區本部、都道府縣公安委員會、同國家地方警察本部、警察署（支所を含む）、市町村公安委員會、同警察本部、同警察署

三、取扱方法

(1) この電報を差出すときは賴信紙切手欄の餘白に「非常」と朱書すること。

(2) この電報は他の總ての電報に優先して送達せらるるものとす。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

非常無線通信に包括せられる無線局一覽表

（管内拔萃）

種別	局名	連合軍登錄番號	呼出符號	周波數 KC	空中線電力 KW	通信相手
海岸局	若狹無線局	三〇一五C	JWA	A1 一八三	一	船舶
〃	〃	〃	〃	A1 一四三	〃	
〃	〃	〃	〃	A2 四〇八	〇・五	
〃	〃	〃	〃	A2 五〇〇	〃	
國內線	金澤郵便局	二〇二〇D	JFM3	A1 二三五五	〇・一	名古屋—靜岡—津—山田—
〃	富山郵便局	二二二〇D	JDX	〃	〃	名古屋—靜岡—津—山田—
〃	福井郵便局	三〇二〇D	JFF	〃	〃	富山—福井—金澤—富山
魚業無線	輪島無線電信取扱所	二〇三〇F	JOP	A2 五〇〇	〇・五	名古屋—靜岡—津—山田—
〃	〃	〃	〃	A2 一五七〇	〃	
〃	〃	〃	〃	A3 一六二〇	〃	魚船
警察無線	石川縣廳	二〇四〇P	JSB	A1 六〇五五	〇・一	愛知縣廳
〃	〃	〃	JSB2	A1 三四五五	〃	〃
〃	富山縣廳	二二四〇P	JSA	A1 六〇五五	〃	〃
〃	〃	〃	JSA2	A1 三四五五	〃	〃
〃	福井縣廳	三〇四〇P	JSD	A1 五九五五	〃	大阪府廳
〃	〃	〃	JSD2	A1 三一六〇	〃	〃

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

鐵道無線	富山鐵	二一五〇R	J R K	A3	二八〇〇
氣象無線 〃	金澤測候所 〃	二〇三五M 〃	J J W N 2	◎ A1 A1	七三〇五 三五二五
無災線害用電話	石川縣 七尾電話局 小松電話局 井波電話局 放送局 貫電話局 小松電話局 野電話局	二〇四〇P 二〇E〇一 二〇E〇二 三〇四〇P 三〇E〇一 三〇E〇二 三〇E〇三	J J J J J J S S S S S S D D D B B B 6 5 4 3 5 4 3	〃 〃 〃 A1 〃 〃 A1	一七一〇 一七二五

註 ◎晝間波 ○夜間波

〇・〇五	富山	〇・二	中央氣象台 〃	〇・〇五	相同一縣內の各電話無線電信
				〃 〃 〃 〃 〃 〃	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

非常無線連絡系圖

常時連絡系　　月　日　時現在

國內無線　東　京—金澤—新潟—長野
名古屋—金澤—富山—福井—靜岡—津—山田

警察無線　名古屋—金澤—富山—岐阜—靜岡—三重
大阪—福井—滋賀—京都—兵庫—奈良—和歌山
金澤—七尾—小松（非常用）
福井—敦賀—大野—小濱（非常用）

氣象無線　東京—金澤—宮崎—大島—新島—御前崎—函館

鐵道無線　富山—高山（非常用）

海岸局　若狹……船舶
魚業無線　輪島……船舶

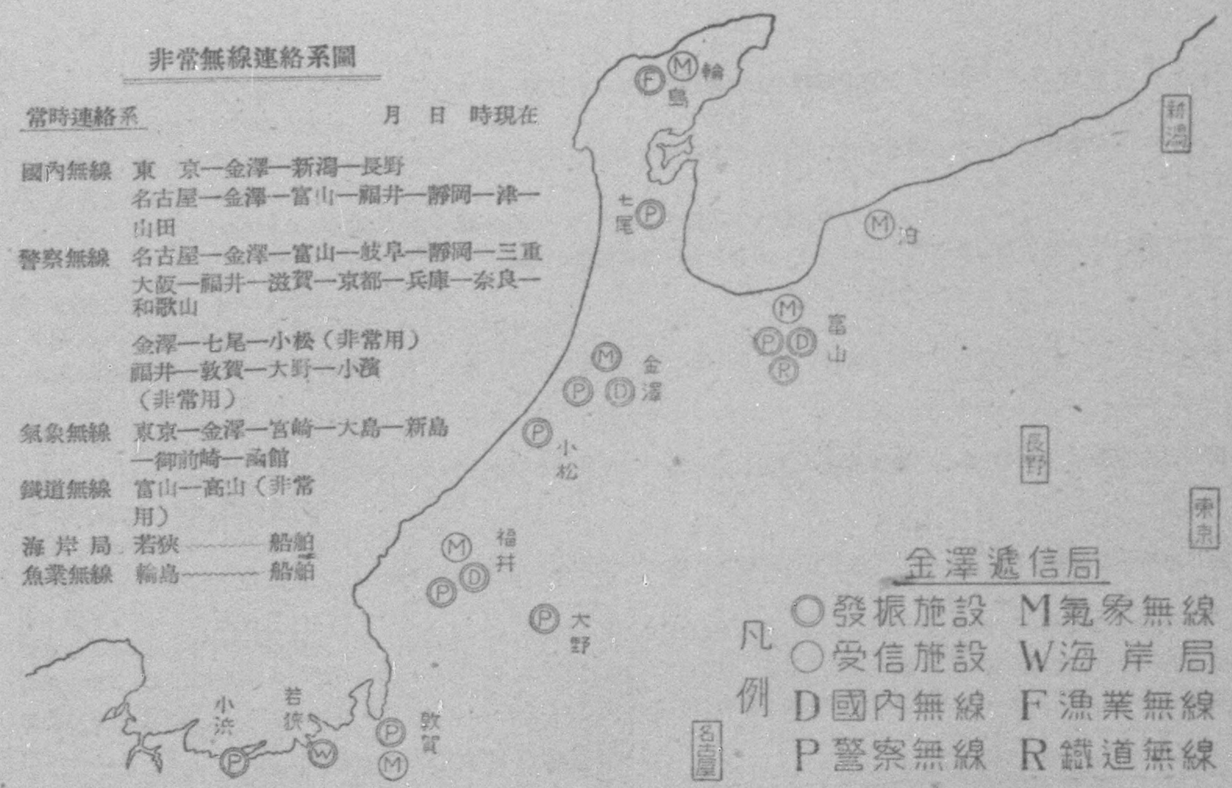

金澤遞信局

凡例
○發振施設　M氣象無線
○受信施設　W海岸局
D國內無線　F漁業無線
P警察無線　R鐵道無線

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

災害及非常災害時に於ける警備警戒

災害發生の場合に於ける警備についてはその狀況により知事又は協議會事務局長は縣警察隊長若は縣公安委員會及關係公安委員會に連絡し警察力の出動を求めるものとするも一方國家地方警察、自治體警察に於ては各警備實施の基準に依り別に定むる警備計畫に基き概ね左に依り積極的に之が治安の恢復と秩序の維持にあたるものとする。

一、警備計畫の設定

災害事態に對處する警備力の配置應援の協定業務分擔等につき豫め必要な計畫を設定し國家地方自治體各警察相互に間隙なき警備の萬全を期するものとする。

二、警備情報の蒐集及通報連絡

警備上必要な情報を蒐集し事態發生に備える對策の資料となし或は關係部門に通報連絡して必要な警備の事前措置に遺漏なきを期するものとする。

三、警備要員の非常召集

警察警備力を具體的に判定し事態に處して必要な要員並に裝備の編成區分にしたがい直ちに召集動員出來得る態度を確立するため豫め非常召集計畫を設定し置くものとする。

四、警備用器材並に施設の整備

警備上必要な拳銃、自動車、舟艇その他一切の資材を點檢補修し或は事前に於て警備部隊の宿泊給與等につき關係方面との緊密なる連絡協定に依り整備する等非常事態にそなえてその能力を有効に保持するものとする。

五、非常警備警戒實施

非常事態勃發と同時に直ちに警備力を動員し左に依り必要な警備措置をとり速かなる事態の收拾に努むるものとする。

1 警備本部並に連絡所の設置

災害の規模と警備力の運營を勘案した適當カ所に警備本部並に連絡所を設け警備全般の指揮連絡にあたるものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2 警備活動

事態發生に對する警備活動は概ね左に重點を置き實施するものとする。

(イ) 非常線の設定確保並に交通制限

災害事態地域内外必要個所を區分し非常線を設定して之を確保し交通の遮斷又は一部の制限を行う等警備活動に支障なからしむると共に、犯罪者の潜入を防止し或は避難者をして安全地帶への避難に利便を與える等の措置を構ずるものとする。

(ロ) 武裝警邏隊による警備警戒

災害事態地域内外を間斷なく武裝警邏隊に依り巡回せしめ犯罪の豫防、民心不安の除去に努めるものとする。

(ハ) 犯罪の防遏檢擧

事態發生に伴う人心不安動搖に便乘して行われる刑事、經濟その他各種犯罪の防遏、捜査、檢擧については迅速適確なる措置を博ずるものとする。此の際豫め檢察廳とも連絡し事件發生と同時に迅速なる措置を爲すため檢事の現地出張を求めるものとする。

(ニ) 非常檢死の實施

災害現場に於ける死者に對しては速かに檢死を行い結果に依り迅速なる措置を講じ民心の不安を除去するものとする。

(ホ) 危險區域個所の警備警戒

破壞又は決潰した橋梁、道路及斷線した電氣施設その他危險と認めらるる區域個所の警備については(イ)に準じ措置するものとする。

(ヘ) 災害狀況報告通報

災害現地を管轄する警察(署)長は必要に警備措置を判斷するため消防その他の機關が行う調査と併行して災害並に被及の狀態を測定し縣災害救助隊公安部長たる警察隊長に報告(通報)し警察隊長はその狀況を協議會事務局長たる知事に連絡するものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（ト） 災害現地指揮所との連絡
警察警備本部は別に設けられる災害現地指揮所との連絡を密にし警備の萬全を期すると共に災害救助隊の行う全業務の有機的運營に遺漏なきよう措置するものとする。

（チ） 救出、避難、誘導
事態發生と共に別に行う消防機關の作業と併行して人命救助を重點とし相互協力に依り救出、避難、誘導に努めるものとする。

（リ） 災害現場に於ける應急復舊の協力
災害防壓對策として各部門の行う水防、消火作業その他應急復舊については積極的な協力を行うものとする。

六、警備通信
警察用警備通信は警察電話、警察無線に依るものとし警察一般の通信よりも優先するものとする。
之が通信網を確保するため災害に依り通話不能の場合は速かなる復舊の方途を構ずると共に通信杜絶の場合を考慮して副通信利用方法につき計畫準備するものとする。
通信電話に依る警備通信の確保は金澤通信局長との協定に依り行いその他の通信は夫々管理者との協定に依り行うものとする。
災害の場合に於ける復舊工事については救助隊通信部に於て協力をなすものとする。

七、水火消防その他關係機關との協定
災害事態に對する警備實施上必要部分については各法令の定めに依る合法性を保持するため警察消防その他關係部門と事前に於て緊急なる協定を爲しおくものとする。

八、部隊編成
事態發生の地域が自治體警察管内であるときは之を管轄する災害地警察長地區警察署管内であるときは管轄地區警察署長が災害救助隊郡市公安係長又は市町村公安係長として之にあたり縣災害救助隊公安部長と緊密なる連絡の上管轄區域内に於ける警備全般の業務を掌るため部隊を編成して之にあたるものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

九、法規手續上の措置
國家非常事態布告に依る警備については別に之を定むるものとしその他の警備については國家地方警察、自治體警察の相互協定によるものとする。

四、消防部門擔當計畫

A 火災警防

(一) 豫防消防

1. 防火デーの行事徹底
毎月一日、十五日を縣下一齊防火デーとし各市町村消防署、消防團等に午前七時—午後九時の二回警鐘又はサイレンを打鳴し區域内の火災豫防施設の指導調査並水利道路の調査消防機械器具の點檢整備を實施するものとする。

2. 防火手段の徹底
工場アパート、賠償工場、劇場、映畫館等多數集合する特別施設、石油貯藏所等防火上の危險施設に對し常時縣災害救助隊消防部員を派遣し消防訓練並に講習等を實施し關係者に初期防火の手段方法等を實地に習得せしめる外市町村に於ても防火デーの際一般に防火の手段方法を徹底せしめるものとする。

3. 必要な貯水池の設置
縣下主要市町の人家密集箇所に對して當該市町長に對し貯水池の設置方を奬勵するものとする。

4. 日々の檢査手記
水壓 消防用具
イ、水壓 防火用水道施設各管理者は毎日の所要の手配を勵行しなければならない。この指導は縣災害救助隊消防

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

部に於て毎月これをなすものとする。

ロ、消防用具　自動車ポンプ手押ポンプ機具は夫々の市町村消防團に於て毎月二回以上消防署は毎日檢査手入を勵行するものとする。

ハ、特殊救助用具　沿岸水難救濟會（新湊、魚津）では所要の救命具（浮輪、胴衣、救命銃、ロープ等）を常時保管の責を負い準備をなしおくものとする。この整備狀況の指導は地元警察（署）長の責任を以てこれをなすものとする。高層建築物であるビルヂング（電氣ビル、大和富山、高岡店等）では救命袋を備付け有事の際に使用出來る準備をなしおくものとする。

この整備狀況の指揮監督は災害救助隊消防部及び地元警察（署）長、消防（署）長の責任に於てこれをなすものとする。

5. 火災警報制度の實施

一定の氣象條件により別に定める火災警報傳達系統により警報（發令、解除）し火災の豫防警告を發し火災豫防に對象し、これが危險の根絶を勵行するものとする。

警報水火災警報信號は別表による。

（二）警戒消防

火災警報發令中別に定める警戒配置要領により各市町村消防署、消防團員が出場し、區域内を巡回警報の傳達、屋外焚火の禁止、集會所、映畫館、浴場その他多數集合する場所の火氣取扱注意を警告し、夜間は徹宵一定の要員を以て警戒を實施するものとする。

（三）鎮壓消防

1. 消火及び現場指揮者

火災の發生したるときは消防署、消防團は警鐘又はサイレンを打鳴しこれを附近民に周知せしめると共に自動的に出動して、これが消火に當るものとする火災現場における指揮責任者は市町村長又は消防（署）長がこれに當るものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

四、救出、避難

1. 避難誘導

災害発生に伴う罹災者及避難民の救出避難は警察消防が協力してこれに当り市町村長、警察（署）長、消防（署）長が協議の上左記の施設に對し避難誘導するものとする。

2. 避難所

非常災害時に於て罹災者を収容する施設は学校、公会堂、寺院等とし、これに収容せしめるものとする。この開設の期間は十日を超えざるものとする。

a. 郡市別収容施設収容人員及び罹災者

郡市別	病院		小学校			高等学校			学校			公会堂
	数	収容人員	数	世帯数	収容人員	数	世帯数	収容人員	数	世帯数	収容人員	
上新川郡	1	10	11	四四〇	一、二六〇	六	二一	一四〇	二六	三〇四	一、〇一六	1
中新川郡	三	六六	三六	一〇六	四二〇六	一四六	一四六六	六六〇	一二一	六四六	二、二六六	二
下新川郡	三	一三六	四六	一、四一二	五、六一六	二四	四四六	二、一四一	一一一	六四六	二、四六一	三
婦負郡	四	四六六	二六	六六二	二、四六六	一二	一四〇	六〇〇	一六六	六二一	一、六六六	
射水郡			一一〇	六六〇	一、二一〇	六	六六	一六四	一一一	四一六	一、一一二	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

氷見郡	一	一五三	三三	五四一	三、一五四	三六	二〇〇	八〇〇	一五三	六〇八	二、四三三	一
東礪波郡	四	三八九	四一	一、五二七	六、一〇八	五九	四七七	一、九〇八	一八七	二四八	二、九八三	三
西礪波郡	三	五二	四七	一、三三三	五、三四八	三〇	四四八	九〇〇	二〇六	八二四	三、二九八	三
富山市	八	五八六	二七	三六六	一、四八八	三〇	二一六	八八四	一九三	七三二	三、〇八八	四
高岡市	一八	四八四	二〇	九四八	三、七九二	五五	三三五	一、七四	一八〇	三二〇	二、八八〇	一五
計	四三	二、二六六	三三三	八、一二〇	三八、三〇八	三四四	二、八六	一〇、七二三	一八七二	六、七〇八	三八、八三三	三六

b. 指定以外の施設の使用

右の外適當なる施設にして知事に於て收容する場合に必要なるものと認めたる公共用建物及び一般施設に對しては豫じめ其の所有者又は占有者に連絡しこれを使用せしむるもの、その連絡の暇のないときは災害救助法第二十六條の規定により公用令書により使用又は管理するものとする。

五、警備警戒のため警察官への應援

災害發生の場合及び非常時態の發生に際し縣災害救助隊、消防部長は市町村長に命じ消防組織法第二十四條の規定により消防團を動員して警備警戒の補佐に當らしめることが出來るものとする。

六、交通整理の爲警察官吏の應援

災害の發生の際消防（署）長が消防警戒區域を指定した場合警察官吏は交通整理の爲應援するものとする（消防法二八）

七、災害現地指揮所への經過報告

災害發生に對する處置については消防（署）團が消火救出避難等をなしたる情況を現地に設置したる場合の現地指揮所長に對し市町村長及消防（署）長は其の經過を必ず報告するものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

B. 水害警防計畫

(一) 要警戒河川

本縣に於ける各河川の既往の警戒水量表は附表第一、要警戒場所は附表第二の通りである。(本表の他に要警戒箇所ありと認めたる時は消防長、警察(署)長土木出張所長は縣へ報告すること)

(二) 豫防對策

1. 沿岸調査

土木出張所長は警察(署)長、市町村長、消防長、水害豫防組合長と協議し、各河川の沿岸を調査し、要修理並に要警戒個所の發見に努め之に對する適當措置を講ずること。

2. 河川取締

警察署長は河川取締巡査勤務及監督規程に基いて水防を本位として河川の取締を嚴にすること。

3. 水防思想普及

沿岸民に對し堤塘の耕作禁止その他河川愛護等水防思想の普及徹底に努めること。

4. 豪雨時の措置

豪雨出水の模樣ある時は消防長、土木出張所長、警察(署)長、市町村長は消防團、警察官及水害豫防組合員を適當せしめ、河川沿岸を巡察警戒し水害の豫防と水害發生の早期發見に努めること。

三、事前對策

1. 共同の水防訓練

土木出張所長は消防長、警察(署)長、市町村長と協議し、消防團員、水害豫防組合員に對する水防作業並に警戒の講習を實施すること。

2. 資材の常置

土木出張所長、市町村長は消防長、水害豫防組合長と連絡協調し、水防に要する設備資材の整備を圖り之を一定場

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

所に常置し、又樹木の所在を調査し伐採使用方に對象の所有者の承認を受け置くと共に土木出張所は附表第三の台帳に夫々登載し時々點檢整備に努めること。

3. 圖面備付

消防長、警察（署）長は要警戒個所に通ずる主要道路、電話線路、警察署派出所、駐在所、市町村役場其の他主要建造物（神社、佛閣、官公衙）橋梁等を示した地圖を作成し置くこと。

4. 川舟台帳

土木出張所長は附表第四の川舟台張を備付け、所要事項を調査記載し置くこと。

5. 技術者の動員

消防長、土木出張所長は警察（署）長と連絡し、管内の蛇籠川倉庫等水防上必要な器具作成者を調査し之を急速連絡する方法を定め置くこと。

6. 消防團員、水害豫防組合員の水防作業配置計畫

消防長、土木出張所長は水害發生時に於ては消防團員、水害豫防組合員總出動を要する場合多きを以て豫め其の業務を左に依り分担せしめ時々訓練を實施し特に蛇籠川倉の製作技能を習得せしめる爲相當人員を人選し特別訓練講習をなすこと。

作業班
　專ら水防作業に從事す

救護班
　水害發生附近の負傷者の救護に從事す

配給班
　水害警戒員並に罹災民に對する糧食を配給す

資材運搬班
　水防に要する資材を運搬する

交通班
　通行制限禁止等に從事す

警戒班
　警戒を要する場合の見張巡察警戒すると共に水害發生の早期發見に努め情報蒐集に從事す

四、水害發生報告

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

1. 現場の警戒本部

水害發生又はそのおそれありて警戒を要する時は適當な個所に土木出張所、警察（署）長、市町村長、消防（署）長等關係官公衙合同し警戒本部を設置すること。

2. 報　告

縣に對する水害發生の報告は概ね左に依り特に敏速適確を期すること。

(1) 堤防に危險個所を生じた時は其の箇所並に之に對する應急措置及警戒狀況を即報すること。

(2) 堤防缺壞したときは住民避難の狀況、死傷者の有無救助保護及食糧、飲料水等配給狀況を詳報すること。

(3) 橋梁の破損流失に付ては橋梁名、破損の程度、交通禁止の要否及警戒狀況を詳報すること。

(4) 通信連絡上警察電話假架設を要する時は架設場所、距離、電話個數を縣警察部に速報申請すること。

(5) 發電用堰堤ある土木出張所長、警察（署）長、消防（署）長は管理者をして連絡を執り、速かに放水並に今後增水見込の有無を下流沿岸關係機關に通報する等相互堅密連絡を圖り警戒に努めると共に縣に即報すること。

第一表

縣下各河川警戒水量表

河川名	觀測位置		平水位	警戒水位	備考
小川	下新川郡横山村古黒部	左岸	四五糎	一三〇糎	
黒部川	〃 大布施村沓掛	右岸	一三五〃	二五〇〃	
布施川	〃 櫻井町田家新	右岸	一五〃	一一〇〃	
片貝川	〃 天神村木の下新	右岸	七五〃	一五〇〃	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

早月川	中新川郡早月加積村三ケ	左岸	七五〃	一五〇〃	
白岩川	〃 相ノ木村放土ケ瀬	左岸	七五〃	二一〇〃	
常願寺川	〃 利田村日蓮	右岸	一六〇〃	三〇〇〃	
熊野川	上新川郡熊野村安養寺	右岸	七六〃	二二〇〃	
鍛山田川	婦負郡古里村長澤	左岸	七五〃	一八〇〃	
神通川	富山市鵜島	左岸	一八〇〃	三八〇〃	
庄川	射水郡大門町大門	左岸	七五〃	一放水四萬個二七〇〃	
小矢部川	西礪波郡石動町福町	右岸	九〇〃	二八〇〃	
礪山田川	〃 東石黒村田尻	右岸	六〇〃	一六〇〃	
上市川	中新川郡中加積村堀口	左岸	七五〃	二〇〇〃	
井田川	婦負郡宮川村余川	右岸	一〇五〃	二四〇〃	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

別表第二

富山縣河川危險箇所

河川名	危險箇所	備考
黒部川	櫻井町五郎八地先	
	飯野村板屋 〃	
	新屋村浦山新 〃	
	小摺戸村福島 〃	
	櫻井町荒、倶 〃	
	飯野村上飯野 〃	
舟貝川	經田村西尾崎 〃	
	櫻井町石田 〃	
	經田村手傳寺 〃	
常願寺川	利田村西芦原 〃	
	富山市本郷島 〃	
	〃 大中島 〃	
神通川	新保村塚原 〃	
庄川	柳瀬村下中條 〃	
	中田町下麻生 〃	
	高岡市二塚 〃	
	〃 下石瀬 〃	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

警報

1. 火災警報には普通と特別の二種がある。

2. 發令條件

イ 普通火災警報 3.2.1. 濕度五〇—四五%で風速七米以上の時
〃 四五—三五%の時 風速十米以上の時

ロ 特別火災警報 3.2.1. 濕度四五—三五%で風速七米以上の時
〃 三五%以下の時 風速十五米以上の時

3. 發令者並に區域
富山測候所からの通報で縣總務部長が發令し區域は縣下一圓

4. 傳達系統

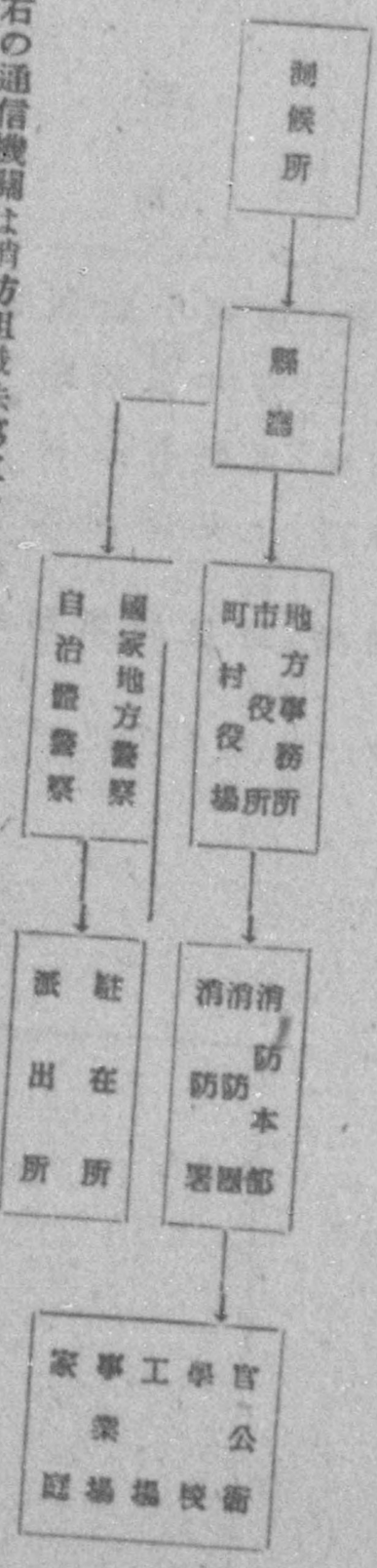

右の通信機關は消防組織法第二十三條の規定により當分の間警察通信施設を使用するものとする。

5. 傳達方法
普通火災警報
(1) ラヂオに依る放送
(2) 警報告知板、吹流し、警報旗の掲示
特別火災警報

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

火災警報發令時の實施事項

(3) 打鐘、サイレン吹鳴

	普通火災警報	特別火災警報
	イ、消防團に於て行う事項 1. 人員水利の點檢充實 2. 機械器具の點檢整備 3. 通信機能の點檢補修 4. 出場路線の調査 ロ、一般に對して指導すべき事項 1. 防火用水の補給充實 2. 屋内焚火の禁止慫慂	イ、消防團自體に於て行う事項 上欄(1)—(4)の外に 5. 火元檢査の實施 6. 夜警の實施 7. 非常在宅待命 ロ、一般に對して指導すべき事項 上欄(1)—(2)の外に 3. 初期防火、飛火警戒に必要な器具整備 4. 屋内禁煙の慫慂 5. 著しく火の粉を發散する藁ぶき等の竈火その他の使用禁止慫慂

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

水火災警報信號

一、近火信號

警鐘附防空警報「サイレン」○——　。。。○——。。。（六秒を間し二秒宛十回位）

警鐘　○——○——○——○（連續約三分間）

二、水火災出動信號

警鐘附防空警報「サイレン」○——。——。——（六秒を間し五秒宛十聲）

警鐘　○——○——○　○——○——○（三連）

三、警戒火信號

警鐘　○　○——○　○　○——○　○　○——○（一連と二連交打約三分間）

四、警戒解除召集信號

警鐘　○　○—○—○　○　○—○—○　○　○—○—○（一連と三連交打約三分間）

◎警報出動警官信號

一、出火現場に出動する場合に於ける警官信號

「サイレン」・・・・・・・・（連續）

警鐘・・・・・・・・（〃　）

「サイレン」及警鐘を使用すること

◎警火可能火災警戒高度出動の場合に於ける警火信號

警鐘・・・・・・・・（連續）

警鐘のみ使用サイレンを用ひざること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

消防團配置表

地區別	支部名	教師	實定員	實定員	實定員	庶務部	前部長	分隊長	副隊長	副隊長	部長	班長	消防員	計
富山	富山	一	一	一	一	一	二	二	二	二	二	九	八	一〇〇〇
〃	東岩瀬	一	一	一	一	一	二	二	二	二	二	八	四	五九八
上新川	大久保	二	二	二	二	二	二	四	五	五	八	二	四	二〇〇
中新川	滑川	一〇	一〇	一〇	一〇	一	一	四	五	五	五	一〇	八	二九八
〃	婦山	八	八	八	八	八	八	九	五	五	二	八	六	一〇二二
〃	上市	八	八	八	八	八	八	九	六	四	二	八	六	二〇〇
下新川	魚津	一二	一二	一二	一二	一二	二	六	六	四	二	七	五	六〇七
〃	櫻井	五	五	五	五	五	二	四	六	四	二	七	四	四七〇
〃	黑東	一八	一八	一八	一八	一八	一	二	四	一	二	五	四	九四〇
婦負	婦負中南	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一	三	四	一	四	七	二	四九四
〃	婦負中	八	八	八	八	八	二	三	四	二	二	一	六	五七一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

〃	婦北	六	定員	六	六	六	一	一七	五五	三六九	四六〇
			實員	六	六	六	一	一七	五五	四六九	五六〇
高岡	高岡	一	定員	一	二	一五		三一	六七	四九六	六一二
			實員	一	二	一五		三二	七一	五二三	六四四
〃	伏木	一	定員	一	一	三		九	一四	九一	一一九
			實員	一	一	三		八	一三	一一四	一四〇
〃	新湊	八	定員	八	八	五		二三	六四	三九八	五〇五
			實員	八	八	五		二三	六四	四〇一	五〇八
射水	小杉	一二	定員	一二	一二	二		二九	七九	五二四	六五八
			實員	一二	一二	二		二九	八〇	五七四	七〇九
氷見	氷見	一九	定員	一九	一九	七		四二	一四三	一、〇〇五	一、二三五
			實員	一九	一九	七		四八	一五〇	一、一二六	一、三六九
東礪波	出町	一四	定員	一四	一四	五		四一	九五	六一九	七八八
			實員	一四	一四	五		四一	九七	六二三	七九四
〃	城端	九	定員	九	九	一二		三二	六五	五〇九	七二三
			實員	九	九	一二		三二	六五	六〇八	七三五
〃	戸出中田	一〇	定員	一〇	一〇	五	五	一五	六〇	四一八	五二三
			實員	一〇	一〇	五	三	一七	六五	四六一	五七一
西礪波	石動	九	定員	一九	二一	六		五二	一一八	八五九	一、〇七五
			實員	一九	二一	六		五二	一一七	八六七	一、〇八二
〃	福光	一一	定員	一一	一一	四		二七	五七	四九八	六〇八
			實員	一一	一一	四		二七	六二	五二八	六四三
〃	北礪	四	定員	四	四			一三	二五	一五〇	一九六
			實員	四	四			一三	二五	一五〇	一九六

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

東磯波	井波	一〇	實員	一〇	一一	六		一八		六九	五七五		六八九
			定員	一〇	一一	六		一八					
計			實員	二一七	二二五	一五二	六一	六一二	一、七五七	六八、	一三、七二二	五〇七	一六、七四六
			定員	二一七	二二二	一五一	六三	六〇一	一、七一二		一二、四三八		一五、四〇四

消防團相互應援協定要綱

第一　各市町村長若しくは消防（署）長は災害の狀況に依り自治消防力のみで防止至難なりと認むるときは應援協定市町村長、消防（署）長に對し應援を要請することが出來る。

第二　應援要請を受けたる協定市町村長若しくは消防（署）長は已むを得ない事情のない限り應援の義務を有する。

第三　應援協定市町村長若しくは消防（署）長は災害の狀況を判斷し應援の必要ありと思料する場合は第一號の應援要請を待たず應援する。

第四　災害發生地の隣接市町村長若しくは消防（署）長は應援協定のない場合でも前各號に準ずる。

第五　應援協定區域は消防協會の區域に依る但し地勢設備其の他の事情に依り他の區域に及ぶことが出來る。

第六　應援協定市町村隣接市町村によりなお防止至難なりと認むるときは知事に應援要請することが出來る。

第七　知事災害發生情報に基き非常災害に發展する危險ありと認めたる場合は應援協定區域外市町村に對しても自動的に應援下命することが出來る。

第八　市町村長若しくは消防（署）長に災害の發生に依り他の消防機關の應援を要請するときは應援隊到着方位進入部署水利を附加する。

第九　應援要請を受けたる知事市町村長若しくは消防（署）長可成應援可能見込數等を要請したる市町村長若しくは消防（署）長に報告する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第十　被應援災害地には消防司令部を設け市町村長若しくは消防（署）長司令となる。

第十一　司令は災害現場に於ける位置を選定し應援消防機關に連絡し位置を變更したるとき又同樣である。

第十二　應援の爲に出動したる消防機關は司令の指揮に從うものとする

第十三　司令は別記樣式の腕章を附しその所在を明示するに足る標示する。

第十四　司令部には火防用水貯水池、消火栓、幹線道路、主要官公衙建物危險地帶等を明示したる圖面を備える。

第十五　司令部には所要の傳令を置き消防機關に對する命令傳達其の他連絡に當らしめるものとする。傳令は別記樣式の腕章を附する。

第十六　同令は幹線道路主要個所に誘導係を適當に派遣し應援消防機關を指定場所に誘導すること。前項の誘導係は別記樣式の腕章を附し晝間は赤旗、夜間は提灯その他の照明具に依りその所在を標示する。

第十七　應援のため出動したる消防機關は指定せられたら場所に到着したるときは速かに司令に連絡員を派し機械器具の種別員數等報告し所要の措置を打合せすること。

第十八　災害現場に出動したる消防機關は司令の命がなければ退散することが出來ない。

第十九　相互應援をなす市町村長若しくは消防（署）長は其の市町村の火防用貯水池、消火栓、幹線道路、主要官公衙建物、危險地帶等を表示したる圖面を作成取支すること。

第二十　知事應援要請に基き應援下命し出動したる消防機關に重大なる過失に出てない相當の損傷を生じたる場合は所定の申請により一定の補償することが出來る

第二十一　應援協定市町村長若しくは消防（署）長は本要綱に基き知事の指定により隨時訓練を行うことが出來る。

附　則

第一　本協定は組織法第二十一條に依る通常災害に適用するものとする。

第二　非常災害に於ても組織法第二十四條に基き新に設定せらるる措置協定成立までの間は本協定を以て運用する。

第三　本協定の改正運營に關する所要なる細則はすべて新に設定せる富山縣消防長協議會に於て協議決定するものとする。

第四　本協定要綱は三月七日より實施するものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

秘
○○計畫書

秘
○○計畫書

課長決
○○計畫書

五、衛生部門擔當計畫

A 醫療救護及び防疫

1. 醫療救護班の編成及び監督

災害發生時に於ける罹災傷病者の醫療救護及び防疫の完璧を期するため知事は縣災害救助隊衛生部長に命じ隊員編成しある救護班を派遣せしめこれを指導監督せしめるものとする。

その編成は左の通りとする。

縣救助隊所屬救護班

a 縣醫療救護班

b 日本赤十字社富山支部救護班（內助產班一）

c 濟生會病院救護班

d 不二越病院救護班

e 富山市民病院救護班

f 縣醫師會救護班

g 國立病院救護班

h 農業會第一病院救護班

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2. 救護班の使命

編成設置せられたる救護班は非常災害に知事の命に依り直ちに出動し要醫療救護者に對する救急處置を施し速かに患者を救護所或は救護病院に收容入院せしめるものとする。

3. 救護班編成

イ、本部

縣救助隊所屬救護班の編成は醫師二名、齒科醫師一名、藥劑師一名、看護婦五名、書記一名、人夫二名を以て編成し助産班は醫師一名、助産婦三名、書記一名、人夫二名を以て編成するものとする。

ロ、支部分隊

縣救助隊支部に五救護班（內助産班一）を同分隊に一乃至二救護班を設置する。班の編成は所轄縣救助隊支部長及び同分隊長が關係者と協議の上本部に準じこれを編成したものとする。

ハ、救助隊協力部（日赤支部）との連絡

各救護班は縣救助隊協力部（日本赤十字社）救護班と連絡を堅密にし醫療救護に萬全を期せねばならない。

4. 防疫班の設置

縣救助隊本部、支部、分隊に防疫班を設け災害時における防疫給水に當るものとする。

5. 防疫班の編成

イ、本部

本部所屬防疫班は縣救助隊衛生部員を以て二班（各班とも防疫醫一名、藥劑師一名、縣職員二名看護婦二名、人夫二名）日赤支部病院職員を以て二班（編成は前記に同じ）を編成するものとする。

ロ、支部

縣廳職員を以てする防疫班の一班は檢水其の他細菌衛生檢査を行うものとする。

ハ、分隊

支部所屬防疫班は保健所職員を以て一班（各班醫師一名、防疫職員一名、人夫二名）を編成するものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

分隊所屬防疫班は町村役場職員を以て一班（町村防疫職員一名、人夫二名）を編成するものとする。

5. 携行衛生材料の備蓄

イ、本　部

縣救助隊所屬救護班、防疫班の携行すべき衛生材料醫藥品は一切常にこれを本部衛生部において備蓄しおくものとする。

ロ、支　部　分　隊

支部及び分隊所屬救護班、防疫班の携行すべき衛生材料、醫藥品は支部及び分隊において常時これを備蓄しおくものとする。

ヘ、病　　院

救護所、救護病院にて非常災害により發生した患者の施療に要した衛生材料、醫療品はそれぞれの病院救護所々有のものを以て充て、その補塡は救助隊衛生部においてこれをなすものとする。

ニ、衛生材料調整班編成

衛生材料醫療器具備品を補充調整のため衛生材料調整班を本部に一班を編成し、救助隊衛生部長の指揮監督を受け救護所長の指揮監督を受け救護所、救護病院等に於て施療防疫に要したる衛生材料醫療器具藥品の調査補充をなすものとする。

7. 現場救護所の設置

災害發生と同時豫じめ編成しある救護班、防疫班は知事の命により現場に派遣したる場合、その情況により現地に設置したる現地指揮所長の下に現場救護所を設置するものとする。尙此の際重症患者運搬の爲め自動車を配置するものとする。

8. 重傷患者の救護病院

災害の發生に際し負傷したる者の入院は左記の救護病院及び救護所を充て、災害時における患者を收容し加療するものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

病院			救護所	
設置場所	名稱		設置場所	數
富山市	國立富山病院		富山市	四
高岡市	東病院		高岡市	五
〃	農業會第一病院		婦負郡	三
富山市	不二越病院		上新川郡	一
〃	市民病院		中新川郡	二
中新川郡滑川町	縣農業會第二病院		下新川郡	四
下新川郡櫻井町	下新川郡櫻井厚生病院		氷見郡	一
婦負郡古里村	國立古里保養院		東礪波郡	三
東礪波郡南山田村	國立病院北陸莊		西礪波郡	三
〃 出町	出町厚生病院			
婦負郡婦中町速星	日產化學病院			
氷見郡氷見町	厚生病院			
下新川郡泊町	泊病院			

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

9. 日本赤十字社との協力計畫

醫療救護のため編成したる救護班、防疫班の編成については日本赤十字社と緊密なる連絡の下にこれを設置し、これが他廳縣への派遣についても充分なる協力と連絡の下に醫療救護に當るものとする。

10 飲料水の檢査

災害發生の場合現地の飲料水は使用不能となるためその週邊の飲料水を使用するためその見本は救助隊技術部より衛生部に送られるものであるが、これを速かに檢査し、その情況により直に防疫給水に當るものとする。

11 傳染病に對する處置

災害發生と同時に傳染病發生の豫防に對する注意を喚起すると共にその對策をたて罹災民並に附近民に對しその豫防接種等を實施するものとする。

12 現場救護班のため醫療供給所の設置

災害現場に派遣しある醫療救護班の醫藥品、衛生材料等を不足する場合を考慮し、その情況により現場に醫療供給所を設置し、これが醫藥品及び醫療材料の整合をなすものとする。

13 醫藥品の整合申込

災害發生時における救護班、防疫班の使用すべき醫藥品は常時別紙のものを確保しおくも、更にこれが不足を生ずる場合を豫想し、それぞれ業者をして豫じめ所要數量を備蓄せしめおくものとする。

醫療救護器具並醫藥品

品名	數量	品名	數量	品名	數量
外科用セット（輸血用器具ヲ含ム）	一組	ローソク	一〇〇本	ルゴール氏液	五〇cc
マーキロ液二%	五〇〇瓦	オキシードル	一〇〇〇瓦	錯酸バンド液	一、〇〇〇cc

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

四六

綿沢丁	五〇〇瓦	リソール	五〇〇瓦	リンゲル氏液	五〇〇cc
アルコール	一、〇〇〇瓦	外用アリソール	一〇〇g	タンナルビン	一〇〇瓦
キャンフニック	一一五cc	ビタカンファー	五〇A	亞鉛華オレーブ油 一〇%	一、〇〇〇瓦
ドロンボーゲン	五〇A	タンカ	一組	蒸留水 三〇容量単位	五本
ブドウ糖	五〇A	ベビーナール	三〇A	スルファメトンヂン	一〇〇瓦
塩王上液	三〇A	プロカイン注	三〇A	ビタミンB注 五ミリ	三〇A
クレオソート丸	一〇〇丸	輸血用チトラート	三〇A	硼酸	五〇瓦
胃錠	三〇〇T	デルマトール	三五〇瓦	次亞酸素鉛	一〇〇瓦
副水	五組	アスピリン錠	三〇〇T	亞鉛華軟膏	一〇〇瓦
副水	五組	アルベリン錠	一〇〇T	イヒチオール	五〇〇瓦
リンゲル氏液注射器	三具	三角巾	一〇枚	ヒマシ油	一〇〇瓦
グリセリン	一〇〇瓦				

防疫用器材並薬品

品名	数量	品名	数量	品名	数量
DDTダスター	三本	石炭酸	一〇瓦	ヒマシ油（十容量単位）	一〇本
給水器具	一式	防疫殺虫乳剤	二、〇〇〇ガロン	ヒマシ油（二〇容量入）	五〇容量
蚊帳	三瓦	噴霧器	三本	蚊取	三本

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DDT液剤	二、〇〇〇ガロン	防疫用石炭酸	500g	一〇本	ミルクニン錠
腸チフスパラチフスワクチン	五〇〇人分	DDT粉末		二瓶	脱脂綿
DDTスプレヤー	二本	ガーゼ		五〇米	ズルファチアゾール（二〇錠入）
クレゾール（五〇〇瓦）	一〇本	マッチ		一〇個	繃帯

一〇〇丁	二、〇〇〇瓦	五〇箱	三〇反

14 下水溝其の他衛生施設の修理

災害發生と同時に傳染病の發生を豫防するため災害現場及び周邊の下水溝其の他衛生施設等に對し消毒劑DDTを散布すると共に、これが修理を要する箇所を調査して修理班に報告し速かにその修理手配をなさしめるものとする。

15 現地指揮所への經過報告

醫療救護、防疫等の實施せる狀況等について遂次現地指揮所長に對し、その責任者より報告するものとする。

16 衛生部關係の指揮系統

衛生部關係の指揮系統は協力部との關係もあり左の通りとする。

醫師、藥劑師、保健婦、産婆は調別紙の通り。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

衛生部關係系統表

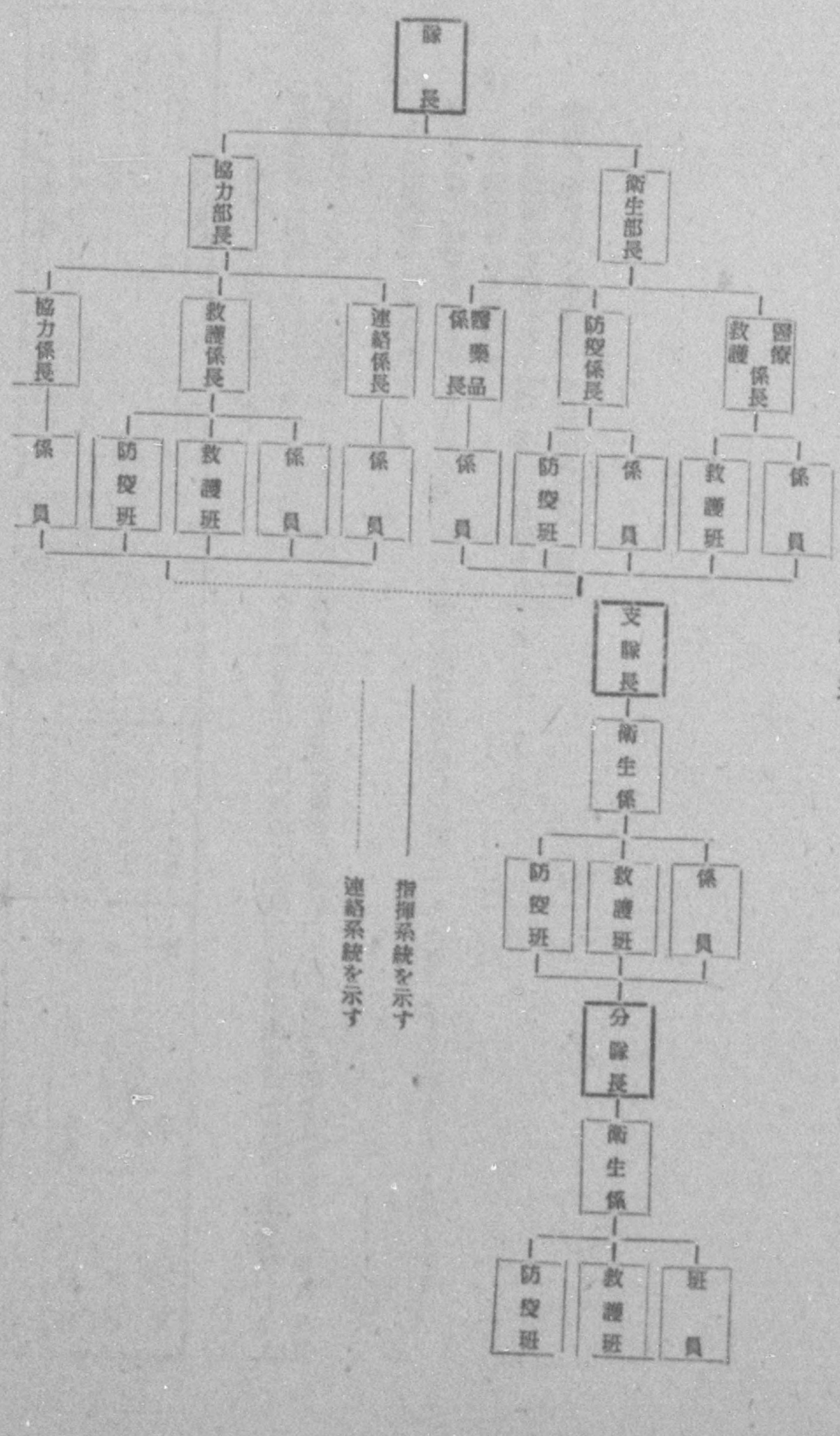

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

醫師、藥劑師、保健婦、看護婦

郡市別	醫師	看護婦	藥劑師	保健婦	看護婦
高岡市	一一六	五六	三〇六	二六	六六
富山市	九六	三五	一六	二五	四四
上新川郡	二三	七	一一	六	二一
中新川郡	四七	二一	九一	二四	五〇
下新川郡	七〇	二四	八九	六一	六四
婦負郡	五〇	一八	五一	二八	四九
射水郡	三四	七	三七	一七	三六
氷見郡	三八	八	一五	一八	三七
東礪波郡	六二	一九	一二	三一	四四九
西礪波郡	六五	一三	二二	二四	四五
計	六〇〇	二〇八	六五〇	二六〇	四六一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

六、食糧及び資材部門擔當計畫

（一）食糧及び資材の確保配給

1．非常食糧の確保並配給について

（イ）主食については知事は、食糧配給公團に指令して必要數量の最小限をその手持より即時消費者に配給するものとする

（產地なるにつき主食備畜されている）

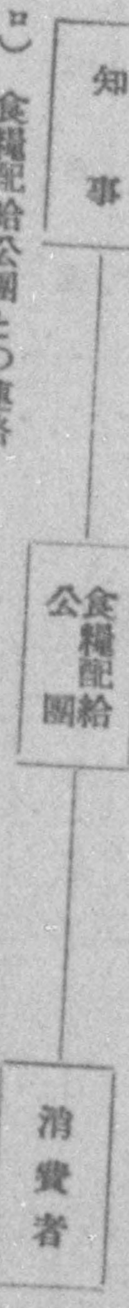

（ロ）食糧配給公團との連絡

知事は別途食糧配給公團をしてその手持食糧に對して緊急に適時適切なる配給をなさしめるものとする。公團は該指示に基き非常配給計畫を樹立し、常に縣と密接なる連絡の下に遺憾なきを期するものとする

（八）焚出その他緊急食糧の配給

焚出しについては前號により計畫せるもこれが實施については地元市町村長と縣係員に充分打合せの上適正迅速にこれを實施するものとするも、緊急食糧の配給は焚出米に代替して乾パンを配給することがあるものとする。

その實施細目は別紙の通りとする。

（二）食品の給與は住宅の燒失、流失倒壞又は半燒半壞床上浸水等により一時緣故地等に避難し、そのため應急必要な主食その他の食品を喪失した者に對し必要に應じ六日以内に於て給與するものとする。

（ホ）副食物及調味料の配給については焚出及食品給與の際これを含めて給與するものとし、その都度知事の指示により副食物中、罐瓶詰は罐瓶詰配給組合から、味噌、醬油は、食糧品配給公團富山縣支部長に指示すると共に生產者から、塩は富山專賣支局長の指示する塩專賣小賣店を配給機關としてこれに當らしめ蔬菜、漬物は知事の指示

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

により生産者又は出荷組合より出荷せしめ集荷した蔬菜を輸送機關により迅速に消費者に配給するものとする。

主食副食物調味料等の配給系統圖

黑線—現物の動きを示す
點線—指令系統を示す

原則として右によるも實情により運輸は現物の有無により適切なる措置を構ずるものとする。

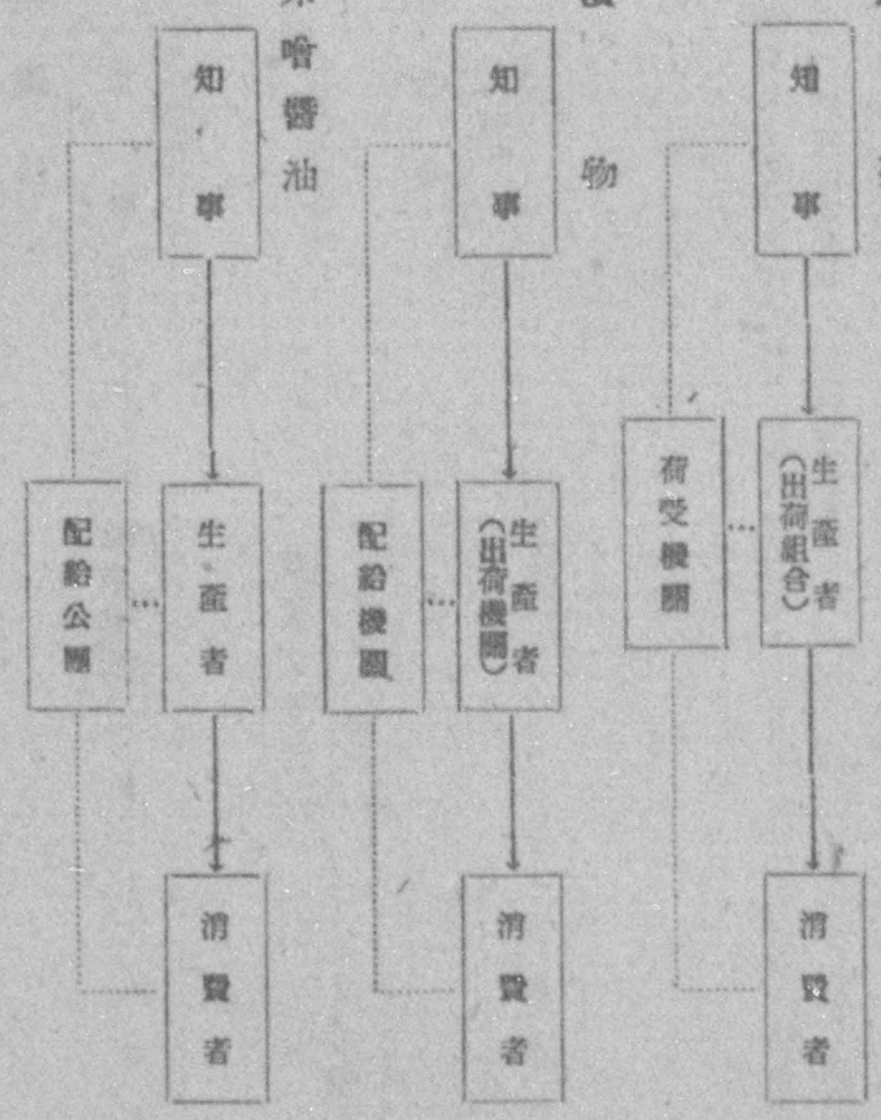

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

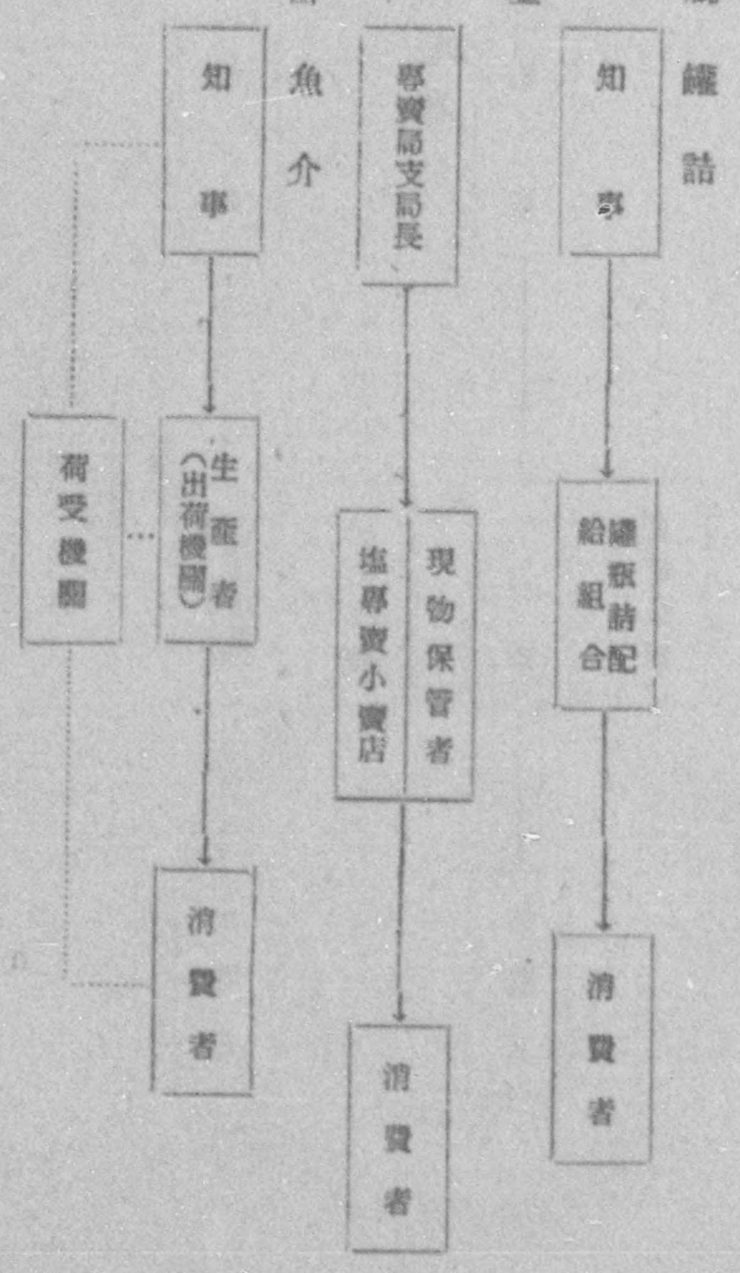

右機構による統制方式については備蓄用としての方式はないが、鮮魚介については出荷機關による冷凍魚として常時月一〇%程度を保存し又荷分機關によつては、分荷の方法により入荷の全量を振り向けるものとする。

加工水産物の貯藏については、農林大臣の承認を要するのであるが、常時其の入荷の五%程度備蓄用として業者に備蓄せしめるものとする

2・木材燃料の確保配給について

（イ） 農林省富山資材調整事務所は農林省と協議の上非常災害備蓄用資材の割當を受けこれを縣と打合せの上各地區林産組合又は主要なる地區に於ける木材業者をして備蓄せしめるものとする。

（ロ） 縣は農林省富山資材調整事務所及木材林産組合連合會と合議して地區林産組合及木材業者別の災害備蓄用の木材の數量及配置を明かにする表を作成しおくものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（ハ）縣は「ロ」の表を踏まえ災害救助隊本部、支部、分隊へ通知すると共に各地區林産組合及木材業者へも連絡し置くものとする。

（ニ）非常災害に際し緊急を要する場合には、災害救助隊支部長、分隊長「ロ」の表に基き地區林産組合員又は木材業者と連絡して木材を入手するものとする。

（ホ）輸送については災害救助對策事務局長に救助隊輸送部と連絡して速やか輸送計畫を定め救助隊本部、支部、分隊へ通知し各へものとする。

（ヘ）事後報告を受けた市村調整事務所は、需要者別管理明細を發行するものとする。

（ト）知事は當山縣樂料配給林産組合當山支所並南國支所に夫々木炭1、〇〇〇俵薪1、〇〇〇束を非常用として備蓄せしめ必要に應じ次の系統にてこれを需要者に配給するものとする。

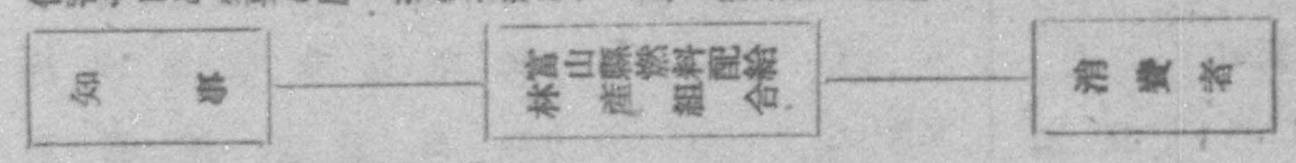

3. その他の市村の燃料配給について

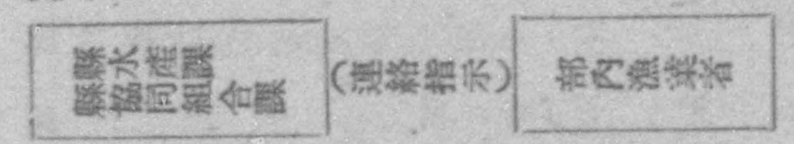

4. 其の他緊急使用資材として家畜、牛、馬、農産木材、竹材等の緊急使用資材を需要するものとし、その事業については關係機關協議の上決定するものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

備斎機關種類	所在地	擔當區域	配給機關（荷揚所在地）
富山水産物市場株式會社（鮮魚加工水産物）	富山	富山	富山、東岩瀬
北島水産株式會社（〃）	〃	〃	上新川——上瀬、大久保
富山縣海産物荷受組合富山支部（加工水産物）	〃	〃	中新川——滑川、水橋、上市、雄山
富山縣水産物製造業會（鮮）	〃	〃	下新川——魚津、櫻井、入善、泊
富山縣冷凍協會（冷凍魚）	〃	〃	婦負——吳羽、婦中、八尾、四方
富山縣昆布寒天荷受組合（昆布）	〃	〃	高岡——高岡、伏木、新湊
富山縣水産業會（鮮魚加工水産物）	富山	富山	射水——堀岡、大門、小杉
高岡魚市場組合（〃）	高岡	〃	氷見——氷見
若竹冷藏株式會社（〃）	〃	〃	東礪波——出町、福野、井波、城端、般若
富山縣海産物荷受組合高岡支部（加工水産物）	〃	〃	西礪波——石動、福岡、戸出、福光、津澤

註

① 輸送は富山トラック三、小型三、高岡小型五常備しあり

② 配給に際しては尙鮮魚加工水産物とも富山高岡の各大口施設協同組合とも連絡運營を圖ること。

焚出の實施

非常災害時に於ける罹災者に對し左により焚出しを實施するも、この期間は開始してより六日間を超えてはならない。

1・實施の主體

知事の指示により市町村長がこれを行うものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

法第三十條を規定により一部の職權を委託したる場合に限る。

2・設　備

市町村に於て焚出用の用器を準備しそれに充當し得る施設の設備を豫じめ契約し置くものとするその設備に充當し得る施設は、工場炊事場共同炊事場、旅館料理店飲食店、寺院學校等の炊事設備を有し得るものとする。

3・食　糧

食糧は縣知事の指示により食糧配給公團よりこれを焚出に充當し得るものを市町村長又はその災害現場に出場する縣災害救助隊員に交付するものとする。

4・副食及び調味料

副食及び調味料については左の業者を通じて配給するものとする。

調味料については食糧品配給公團富山縣支部調味部

5・焚出に要する勞力

焚出に要する勞力については近隣の青年團婦人會等の勞力奉仕によりこれを行い必要にありては知事は法第二十五條の規定により公用令書により近隣の者をして救助に協力せしめることが出來る。

七、經濟部門擔當計畫

(一) 政府、軍政部連合軍總司令部への物資補給整合申込

1・本縣内の備蓄物資を以て不足を生ずる場合知事は政府を通じ(中央協議會を通じ)連合軍總司令部に物資の整合申込をなすと共に軍政部を通じ連合軍總司令部への整合申込をなすものとする。

2・强制權の發動

災害の發生に伴い本縣内手持物資にて不足を生じ政府の割當數量が緊急配給に事缺くの虞れある場合は知事は豫じ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

め調査しある物資にして配給を要するものについては災害救助法第二十六條の規定による强制權の發動をなし物資を收用又は使用するものとする。

その際は出來る限り當該業者と事前に協議しおくものとする。

(二) 非常用衣料品の確保並びに配給

非常用衣料品を常時備蓄する事は現下の需給事情よりして困難であるので災害發生の際は左の措置によつて必要量を確保するものとする。

1・富山縣衣料品需給協議會及び傘下組合員手持衣料品を動員充足するものとする。

右のため縣衣料品需給協議會は常時在庫衣料品を明確ならしめるよう措置するものとする。

2・衣料品配給規則第五條第一號の規定によつて寢具並に被服類の生産業者卸小賣業者手持衣料品を縣知事の指示により譲渡せしめるものとする。

3・非常用衣料品の配給業務は縣知事の指示により富山縣衣料品需給協議會及び傘下の組合をしてこれを擔當せしめるものとし、經濟部係員が直接其の指導に當る。

右のため非常配給計畫を樹立し、常時縣と連絡の上災害發生時に於ける寢具及び被服類の確保と配給の迅速を期する上に遺憾なきを期するものとする。

(三) 非常用日用品の確保並びに配給

災害發生時に於ける非常用として左記の通り日用品を備蓄せしめ、縣知事の指示により配給を行うものとする

備蓄數量並に保管場所については、常時縣と連絡協議の上その需給事情に應じ決定するものとする

記

燐寸については	富山縣燐寸配給株式會社
蠟燭については	富山縣蠟燭卸商業協同組合
家庭用金物については	富山縣家庭金物商業協同組合
石鹸については	富山縣石鹸卸商業協同組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

陶磁器については　富山縣陶磁器卸商業協同組合
履物については　富山縣履物商業協同組合
和傘については　富山縣ゴム製品卸業協同組合
雑貨については　富山縣和傘商業協同組合
文具類については　富山縣家庭雑貨商業協同組合
ノートについては　富山縣文具紙加工業協同組合
チリ紙については　富山縣ノート配給株式會社
富山縣紙商組合

(四) ガソリン及び油の確保

緊急輸送用としてのガソリン及び油等の確保については業者に對して、常時必要量を備蓄せしめ、これを運輸省道路輸送監理事務所長の責任において指導監督し、その備蓄をなすものとする。

(五) 長期に亘る補給物資の見積

災害の情況により備蓄物資及び一般物資を以て充て尙足りないときは、軍政部又は政府を通じ連合軍總司令部に整合申込をなすも長期に亘る補給物資についてはその見積を作成し關係方面に連絡するものとする。

(六) 災害發生に伴う闇取引及び不正利得取締りのため警察との協力

災害發生時に於ける闇取引其の他經濟秩序の混亂を防止するため經濟部係員は經濟監視員、物價監規員等とともに極力觀察指導を行い經濟秩序維持に努めると共に取締當局たる經濟警察官に情報を提供し犯罪防遏に萬全を期する、

(七) 現地指揮所への經過報告

災害により現地において資材物資等の配給をなしたるその配給狀況及びその見積等について、その經過を現地指揮所長に逐次報告するものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

八、技術部門擔當計畫

河川水防並に道路橋梁及び水道港灣應急計畫

(一) 河川水防並に道路橋梁

1・現地指揮所への災害報告

災害の狀況は最寄の土木出張所長よりの別表により知事(事務局を含む)にその情報を即報するも、災害の情況により現地に指揮所を設置したる場合は災害地土木出張所長より現地指揮所長に對し、その情況を逐次經過を報告するものとする

2・道路又び橋梁

a、主要國府縣道及び橋梁修理員の派遣

災害のため主要國府縣道及び主要橋梁に對し危險の虞れある場合並に災害を受け救助に必要な人員物資等の緊急輸送を要する場合は縣救助隊技術部長は所轄土木出張所長に命じ救助隊技術部員、所轄土木出張所員、地元市町村民等を出動せしめて、これが速急に修理をなすものとする。

b、橋梁の堪え得る最大の負荷量の調査

主要橋梁の最大負荷量は豫じめ各土木出張所をして常時調査せしめ災害の際人及び物の輸送に支障なきよう常に周到の準備をなしおくと共に關係警察にも連絡通報しおき、災害の場合危險あるときは警察間による警戒をなすものとする。

土木出張所長は常にその責任において重要河川の橋梁を調査し最大の負荷量に對する詳細なる調査表を作成し災害時に對し二重發生の防止に當るものとする。

c、水防計畫

河川提防が破壞された際又は破壞されんとする場合は、河川法第二十三條の規定を適用し所轄土木出張所と連絡し、水害予防組合又は地元市町村を動員して水防に當らしめ、被害を最少限度に止めるようこれに當るものとす

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

る。水害予防に對する處置は別紙の通りにす。

a、可及的速かに道路橋梁の修理

災害のため破壞された道路及び橋梁の修理については所轄土木出張所長は直は救助隊技術部長に速報すると共に附近民を動員してこれが修理を可及的速かにこれをなすものとする。

イ、道路橋梁が欠壞流失して交通不能の際は迂回して最も利便ある道路を選定し表示するものとする。

ロ、小舟を準備し渡船交通を開始するか又は海上輸送による輸送をなすよう計畫をたておくものとする。

b、水防資材並に勞力

水防用資材は河川については、所轄土木出張所並に水害予防組合及び地元市町村に連絡の上常時必要と認められる數量を土木部において備蓄しおくものとする。

勞務については平素より水害予防組合並に地元市町村に於て動員計畫をたてこれに水防訓練をなし特殊技能を有する場合知事において地方土木建築業者と連絡しこれを動員するものとする。

（法第二十四條の規定による）

（二）港灣施設

a、施設設備

1・海上警備

海上警備については國家地方警察伏木水上署がこれに（海上保安廳）當り最寄り各警察署と堅密なる連絡の下に各地にある水難救濟會と最寄の市町村民と連絡の上、海上警備と海上の救護に當るものとする。

2・浮標明滅閃光機等の設備

非常災害の際における海上警備、海上遭難者の災害等のため富山港、伏木港等に浮標明滅閃光機等を設備し、これが海上警備及び海上遭難者の救護のための利便を圖るものとする。

3・他の機關との連絡

海上警備及び海上遭難者への救護のため船舶を要する場合は、各水難救濟會に備付あるものの外東海々運局伏木支

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

局長と連絡し他の船舶を使用するものとする。

b、非常救助物資陸揚げのための適當なる海岸の選定

救助物資の陸揚げのため適當なる海岸及び港灣は左によるものとする

下新川郡宮崎船溜場	下新川郡經田船溜場
〃 生地町魚港	〃 漁津漁港
中新川郡滑川漁港	中新川郡水橋船溜場
富山港	伏木港
婦負郡四方船溜場	高岡市新湊漁港
氷見郡永見漁港	氷見郡阿尾船溜場
氷見郡藪田船溜場	氷見郡中波船溜場

c、船渠が役立たぬ時の舺の修理

d、起重機及び附屬機械の修理

港灣荷役の舺及び起重機の整備と非常の際左記により修理をなすものとする

港名	舺修理所名	起重機並に施設機具修理所名	所在地
魚津港	帝國造船株式會社		下新川郡道下村村木
富山港	富山木造船株式會社		富山市東岩瀬町
〃	日本海船渠	日本海船渠	右同
〃		佐藤鐵工所	富山市稲荷町
新湊港	越の潟造船所		高岡市新湊町右新町
	佐賀造船鐵工所	佐賀造船鐵工所	高岡市新湊町六渡寺
		吉村鐵工所	高岡市新湊町六渡寺

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

伏木港	伏木海陸運送株式會社	甘谷鐵工所	高岡市新湊町江柱
		三菱重工業	高岡市伏木町湊町
		伏木鐵工所	〃
		速水鐵工所	〃
氷見港	氷見造船株式會社		氷見郡氷見町
中波港	中波造船株式會社		氷見郡女良村中波

給水設備を有すする港灣

港名	給水所	所在地
富山港	富山給水所	富山市東岩瀬町（市營）
伏木港	伏木給水有限會社	高岡市伏木港町

e、可及的速かに通常作業に復歸する港灣施設の設備を可及的速かに通常作業に復歸せしめるには、常時資材勞力等の確保により速かなる復舊を圖るものとする。

(三) 飛行機着陸場

1・非常用着陸滑走路の準備

災害の情報連絡用として連合國飛行機が着陸する非常用着陸滑走として富山――高岡間國道中小杉町――老田村間の道路を飛行機着陸場として指定しおくものとする。これが保全の責任は高岡土木出張所長が當るものとする

2・破損用具の修理

用具として破損せしものの修理については速かに修理をなすものとする。

3・標識吹流し等の修復

飛行機着陸用の標識及び吹流しについては縣において作成保存し、これが修復を可及的速かになすものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(四) 水　　道

a 貯水池水道管等の汚濁巡視

上水道に對しては三か月に一回宛水質檢査を實施しつつある。非常災害の場合は衛生官と協力の上迅速に汚濁巡視を行うものとする。

b 水源切り換え計畫

非常災害の際水源の復舊見込なきときを考慮し水源切り換え計畫を各市町村において計畫しおくもの。

c 殊に非常の場合の配水所設置

災害のため水道の使用不可能なるときは水道使用市町村において數カ所に臨時防疫給水所を設置しこれが飲料水の確保を期するものとする。

d 細菌檢査のため衛生官に飲料水の見本送付

右により防疫給水所を設置する場合その飲料水の見本を衛生官に送付し配水所を開始するものとする。

e 水の淨化監督

土木關係者及び衛生官は常に水の淨化について監督し各所及び各戸の配水業務を指揮監督するものとする。

f 可及的速かに水道系統の常態復舊計畫

破壞された水道を可及的速かにその常態を復舊するには災害救助隊技術部員、當該土木出張所員、地元市町村等の連絡の下に復舊に全力を擧げしめ、その要する資材は常に市町村に備蓄せしめるものとする。

(五) 鐵　　道

a 人夫の用意

災害のため緊急鐵道復舊のため人夫を要する場合は名古屋鐵道局長は鐵道保線區職員並に附近民等を協力せしめるものとする。

b 機具及び復舊資材の用意

災害及び鐵道事故のため機具及び復興資材を要する場合は名古屋鐵道局長の責任において平常より準備しおくもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

とする。

c 鐵道事故による負傷者避難の非常輸送の手配鐵道事故及び災害のため、負傷者を避難のため、非常輸送は、名古屋鐵道局長の責任において金澤鐵道管理部長が貨車、客車、機關車等の手配をなすものとする。

(六) 電氣

a 人夫の用意

災害のため發電所及び變電所の破壞並に電線切斷等の場合これが速急に復舊を要するため人夫を要する場合は日發富山支店、北陸配電富山支店において直屬工作班を以てこれに充て（平常よりこれが編成しあり）尙不足する場合は附近民を動員しこれに充てるものとする。

b 機具及び復興資材の用意

災害復興用の資材及び機具は日發富山支店、北陸配電等において責任を以てこれが用意をなしおくものとする。

c 電線切斷の報告

災害のため電線切斷をせられたる場合は各地散宿所又は北陸配電出張所より北陸配電富山支店に報告し速かなる復舊をなすものとする。

d 非常用發電機設置に努力

非常用發電機の設置又は變電所の復舊等については日發富山支店、北陸配電富山支店の直屬工作班がこれに當るも尙不足する場合は縣災害救助隊技術部よりもこれに努力するものとする。

(七) 瓦斯

a 人夫の用意

b 機具及び復興資材の用意

c ガスタンク、ガス管等の漏洩報告

災害のためガスタンク及びガス管に故障を生ずる場合は所屬會社においてその責任により人夫、復興資材、應急復舊等の事業を實施するものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(八) 電話及び電信

a 人夫の用意

災害のため電話電信等不通又は故障を生ぜし場合は、富山通信工事局長の責任においてこれをなすものとする。

b 機具及び復興資材の用意

機具及び復興資材の準備は金澤逓信局長の責任においてこれとなすものとする。

九 輸送部門担當計畫

A 鐵路輸送

1・輸送方法

鐵道輸送については名古屋鐵道局長の責任においてこれをなし、その輸送については運輸省輸送手續第十條第四項を適用し災害地への救恤救護品又は復舊材料であつて急送を要するものについては優先的取扱いをなし、事情によつては無償又は減額輸送を實施し罹災者の輸送及び災害予防並に復舊資材の輸送を行うものとする。

2・强制權の發動

災害の情況により緊急を要する場合知事は名古屋鐵道局長と連絡し輸送關係者を災害救助法第二十四條の規定により動員出來るものとする。その場合出來る限り事前に關係者と連絡しおくものとする。

B 陸上輸送

1・輸送

陸上輸送の責任は運輸省道路運送監理事務所長においてこれをなすものとし、トラック荷馬車等を以て緊急利用し、人においては乘用自動車及び乘合自動車により、物資においては貨物自動車によりこれに當りその編成並に手配は運輸省道路運送監理事務所においてこれを豫めなしおくものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2・燃　料

輸送用燃料については常時必要數量を道路運送監理事務所においてこれを確保しおくものとする。

3・强制權の發動

災害の情況により緊急を要する場合、知事は名古屋鐵道局長と連絡し輸送關係者を災害救助法第二十四條の規定により動員出來るものとする。その場合出來る限り事前に關係者と連絡しおくものとする。

C　海上輸送

1・輸　送

海上輸送については、東海々運局長がこれに當る（本縣は伏木支局長がこれに當る）ものとする。

災害發生の場合應急的に必要な救助について人及び物の海上輸送は災害時において鐵道、軌道、自動車等の輸送の交通、連絡狀況によりその輸送量が決定され、港頭に集積される數量及び利用港の設備能力並に出入船舶の狀況を適確に把握し非常災害時において關係業者を動員しその輸送の完遂を期せんとするものである。

2・船　舶

最も急速に利用し得る船舶はすべて使用の對象とし船舶運營會で運航する船舶は軍政部及びSCATAPの許可を得て後使用するものとする。

縣下各港に於ける船舶の狀況、入出港船舶の船名、噸數、積荷狀況及び入出予定港等を常時調査しおき縣下各港における情報を交換し海上輸送の要請があつたときは直ちに關係港及び業者と連絡の上使用船舶を決定し、その船舶の船主又は運航業者に對し、その日時、積荷、積地及び荷揚げ地等を連絡し運航業務に從事せしむるものとする。右については豫め關係者と事前に連絡しおくも、緊急の場合東海々運局長は知事に要求し災害救助法第二十四條の規定により公用令書を以て從事せしむるものとする。

3・港　灣

災害の程度、範圍等によりすべての港灣及び船舶のつけ得る全沿岸を利用するものとし、奥東地區においては富山港奥西地區においては伏木港を中心としてこれを使用するものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

その他の各港の港灣施設、荷役能力、その他港灣狀況について常に現況を調査し災害發生の場合において港灣使用の基礎資料とし災害時における人及び物の輸送に當るものとする。

十　協力部門担當計畫

各種團體との協力活動促進協力團體及び民間團體と連絡を緊密たらしむるため日本赤十字社縣支部を主體として次の業務を遂行するものとする。

1・日本十字社富山支部は災害發生の場合法第二十一條に據り直ちに出動し得る如く縣災害救助隊本部の協力部に同支部職員を以て救護班一〇及び防疫班一を編成しこれに要する救護材料、醫藥品を常時整備しておくものとする。救護班は醫員一名看護婦四名、助産婦一名、主事一名を以て編成し、防疫班は醫員一名、藥劑員一名、看護婦二名、主事一名、使丁四名を以て編成するものとする。

2・前項救護班は災害發生と共に直ちに出動し、其の活動に當つては衛生部救護班防疫班と緊密に連絡し救護防疫に萬全を期するものとする。

3・日本赤十字社富山支部は救護班の編成上及び救護材料、醫藥品等を臨時に必要とする場合の實際に即應する爲縣醫師會と別紙の如き「災害救助に關する協定」を締結し置き救護の萬全を期するものとする。

4・災害救助隊の市支部及び町村分隊内の協力班は主として赤十字奉仕團員、青少年赤十字團員又は赤十字社々員中の篤志奉仕者を以て編成し、支部長、分隊長の下に日本赤十字社富山支部職員指導の衝に當り市委員部、町村分區職員と協力して避難、誘導、炊出し、衣料、寢具其の他の物資の配給義捐金品の募集に當るものとする。

5・日本赤十字社富山支部職員は青年團、婦人會等の各種民間團體及び個人の協力活動に當り、之れが指導並に其の連絡統制に努むると共に災害情報の蒐集實情の宣傳其の他協力業務の推進に當るものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

災害救助に關する協定（案）

支部長（以下部長と稱する）と富山縣醫師會長（以下會長と稱する）は富山縣災害救助對策協議會の承認を得て次の通り協定する。

一、富山縣醫師會は災害救助法第三十三條に基き日本赤十字社富山支部（以下支部と稱する）が富山縣知事の委託により行う醫療救助及びその準備に協力し罹災者の醫療救助は遺憾なきを期する。

二、富山縣醫師會員（以下會員と稱する）は支部の編成する救護班又は防疫班に必要に應じ醫員として參加する。

三、前號醫療班に參加する醫員は災害救助計畫に基き開設せらるる救護所に於て罹災傷病者の醫療助産又は防疫の處置を行うものである。

四、會員は非常災害に際し救助の實施のために必要ある場合はその手持醫療資材及び藥品を支部醫療班に利用せしむるものとする。

五、二號により會員が醫療救助に從事した場合は支部は災害救助法第二十四條第五項の規定による實費辨償のため醫師に支出する日當として富山縣に於て定めたるものと同額の日當を支拂うものとする。

六、二號により會員が醫療救助に從事し、これがため負傷し疾病に罹り又は死亡した場合は支部長は災害救助法施行令第十四條による扶助金を立替支拂うものとする。

七、四號により支部醫療班が利用し消耗した醫療資材藥品については支部長は現品を以て之を補塡し、又は醫療救助のため支出する費用として富山縣に於て定めたるものと同額の費用を支拂うものとする。

八、この協定を變更する場合は支部長と會長協議の上富山縣災害救助對策協議會の承認を得るものとする。

九、この協定の期間は協定成立の日から一年とする。

但し支部と會長協議の上その期間を延長することができる。

以上

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

昭和　年　月　日

日本赤十字社富山支部長

富山縣醫師會長

六八

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

和三五年分

保文英雄のもの

富山縣民生部社會福祉課

富山縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

COUNTER DISASTER MEASURES AND ESSENTIALS OF ITS ENFORCEMENT PLAN IN TOYAMA KEN

..... INDEX .....

1. Principles of performance.
   (1) Purport.
   (2) Sphere of disaster.
   (3) Steps taken.

2. Main points in performance.
   1). General description (organization and mechnism)
   (1) Responsibility for performance of disaster aid.
   (a) Those in charge of disaster aid.
   (b) Deputy governor.
   (2) Standard for disaster aid.
   (a) Standard for application of disaster aid.
   (b) In case of slight damage.
   (3) Establishment of aid activity organizations.
   (a) Establishment of Ken Counter Disaster Conference.
   (b) " of the Conference's office.
   (c) " of Ken Disaster aid corps.
   (d) " of commanding post at damaged area.
   (e) Duties of the members of the conference and its office.
   (f) Connection with each member.
   (4) Establishment of extraordinary system in case of an emergency.
   A. Kencho.
   (1) In case of a slight degree of damage.
   (2) When the degree of damage is acknowledged to be serious.
   B. Local offices, other agencies, cities, towns and villages
   (1) Lower organizations of Ken.
   (2) City, town and village.
   C. Summons of members of the Conference and its office.
   D. Connection in relation to guarding and watch.
   E. Connection with Japan Red Cross Society.
3. Details.
   1) General affairs and welfare Dep't.
   (1) Contact with the nearly Mil Govt Team and the Central Counter Disaster Conference.
   A. Contact with and report to the nearby Mil Govt Team.
   (1) Report on condition of damage.
   (2) Connection of directives or req uests by the Mil. Govt. Team concerned.
   (3) Contact in req-uesting for the march of the armed forces
   B. Connection with and report to the Central Counter Disaster Conference.
   C. Contact with the Ministry of Welfare and other Kens for req-uest of support and help.
   (1) Contact with the Ministry of Welfare.
   (2) Mutual support plan with other Kens.
   (2) Actions taken by Ken Assembly.
   (1) Convocation of Ken assembly and organization of urgent budget.
   (2) Contact with Ken assembly.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(3) Labor mobilization plan.
  (1) Security of technical laborers.
  (2) Marching plan.
(4)Enforcement plan of compulsory rights.
  (1) Exercise of compulsory rights to men and goods.
  (2) " of " " for expropriation of equipments and installations.
  (3) Dep't in charge of exercise of compulsory rights.
  (4) Arrangement of records for public service.
(5) Supply of subsidy for bereaved family.
(6) Synthetic adjustment towards disaster aid plan.
  (1) Record on performance condition of disaster aid plan.
  (2) Estimation and judgement of aid work.
  (3) Revision of disaster aid plan.
  (4) Study concerning the occurrence of disaster.
  (5) Method for general dissemination of the disaster.
  (6) Drill of disaster aid plan.
(7) Reduction and exemption of tax and financial measures.
  (1) Reduction and exemption of tax.
  (2) Steps taken on finance.
(8) Others.
  (1) Preparation forfuneral expenses.
  (2) Living reconstruction by Living Protection Law.
  (3) Use and maintenance of schools for refuge.
(9) Setting-up of spot-guide places.
(10) Relief plan on the sea.
  (1) Relief of sufferers on the sea.
  (2) Relief accomodation to land.
  (3) The Sea Disaster Relief Boats needed for relief on the sea.
  (4) Actual number of boats for sea relief (guard) and sea transportation.
2) Plan for communications activities.
  (1) Collection of informations and waraing and notice.
    A. How to know the danger of a calamity outbreak.
      (a) How to know the occurrence of calamity by virtue of meteorological observations.
      (b) Calamity informations from the Weather Bureau.
      (c) Special informations and alarm in case of an emergency.
      (d) Emergency manning of those concerned.
      (e) The warning system.
      (f) Collection of informations in case of flood.
      (g) Connection of informations from communications agency.
    B. To let know the danger of outbreaks.
      (a) Collection of informations.
      (b) District Office and Localities.
      (c) How to let the general public known?
      (d) Means of easing the hearts of the people.
      (e) Emergency signal system.
3) Emergency communication system for emergency calamity.
  About the handling of Emergency phone.
  (1) Types of calls;
  (2) Organs to make use of them.
    (1) Police concerns.
    (2) Calamity Relief concerns.
    (3) Quarantine Concerns.
  (3) How to handle.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Special handling of telegrams concerning emergency.
(1) Extent of handling.
(2) Police concerns.
(3) Way of handling.

List of Wireless Bureaus included in the net of emergency wireless telegraphs(Digestion)

Emergency wireless connection system.

4) Police guard at the time of a calamity or emergency.
(1) Establishment of police guard program.
(2) Collection, statement, and publicity of police guard information.
(3) Emergency calling of guards.
(4) Arrangement of implements and facilities for police guard.
(5) Emergency guard and protection.
(1) Establishment of police guard hqs. and liaison office.
(2) Police guard activity.
a) Establishment and security, of emergency line and traffic restrictions.
b) Guard and protection by armed police patrol forces.
c) Prevention and arrest of offence.
d) Emergency in quest.
e) Report on calamity condition.
f) Connection with Calamity Commanding Center.
g) Rescue, refuge and guide.
h) Cooperation in emergency rehabilitation of stricken area.
(6) Communication.
(7) Negotiation with the concerned agencies.
(8) Organization of squad.
(9) Utilization of laws.

Fire Plan

A. Fire prevention and defence.
(1) Fire prevention.
a) Fire prevention activities.
b) Thorough method for fire prevention.
c) Establishment of reservoir.
d) Inspection on facilities.
1) Water pressure.
2) Fire extinguishers.
3) Special rescue utensils.
e) Fire-alarming.
(2) Watch.
(3) Fire Control.
a) Responsible person.
b) Help appropriation.
(4) Rescue and evacuation.
a) Introduction of evacuation.
b) Evacuation place.
1) Custody facilities.
2) Utilization of other facilities.
(5) Reinforcement of help for watch.
(6) " " " for traffic management.
(7) Report

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Outlines for Prevention of Flood Raid

(1) Name of rivers needing watch.
(2) Counter-measures.
  (1) Coast investigations.
  (2) River control.
  (3) Popularization of people about flood prevention.
  (4) In case of heavy rain.
(3) Measures before occurrence.
  (1) Coordinated training for flood prevention.
  (2) Materials.
  (3) Preparing of maps.
  (4) Summon.
  (5) Plans for flood prevention.
  (6) Record of river bank.
(4) Report.
  (1) Patrol hqs at the spot.
  (2) Report.
    a) Water volume of alarming rivers in this pref.
    b) Dangerous points in levees in Toyama Pref.
    c) List of fire brigades.

  Out line of Fire-brigade Mutual Aid Agreement.
(5) Sanitation plan.
  A. Medical care and epidemic prevention.
  (1) Organization of medical treatment units and supervision.
  (2) Mission of rescue squard.
  (3) Organization of rescue squad.
    a) Headquarters
    b) Branch.
    c) Communication with the assistant corps(Japan Red Cross Society, Ken branch)
  (4) Epidemic prevention squad.
  (5) Organization of epidemic prevention squad.
    a) Headquarters.
    b) Branch.
    c) Sub-branch.
  (6) Preparation of sanitary materials to be carried.
    a) Headquarters
    b) Branch
    c) Hospital
    d) Organization of medical materials adjustment squad
  (7) Establishment of the on-the-spot aid center.
  (8) Hospitals for the serious patients.
  (9) Cooperation plan with Japan Red Cross Society.
  (10) Examination of drinking water.
  (11) Steps against communicable disease.
  (12) Establishment of medical supply post.
  (13) Coordination of medical drugs.
  (14) Repair of sewerage and other sanitary facilities.
  (15) Report on development to the spot command.
  (16) Command system of the Health Dep't.
(6) Food and Supplies plan.
  (1) Security and ration of food and supplies.
    1) Security and ration of emergency food.
      a) Supply of food.
      b) Contact with Food Distribution Corporation.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

e) Emergency cooking and ration of emergency food.
Distribution system of side-dishes and condiments.
1) Vegetables
2) Pickled goods.
3) Canned and bottled goods.
4) Bean-paste and soy.
5) Salt
6) Fresh fish and shell-fish.
(2) Distribution and security of lumber.
(3) Security and distribution of other materials.

(7) Plan for economic field.
(1) Application to the Government, the Mil Govt Team and G.H.Q for coordination of supply of commodities.
(2) Security and distribution of clothing for emergency use.
(3) Security and distribution of commodities for emergency use.
(4) Gasoline and oil.
(5) Estimation of supplies covering long term.
(6) Cooperation with the police in preventing blackmarketeers and profiteers activities.
(7) Report to calamity counter-measures hqs.
(8) Program of engineer division.
(1) River conservancy, roads and bridges.
(1) Report on calamities to the command center on the spot
(2) Roads and bridges.
a) To dispatch working groups for resumption of essential highways and bridges.
b) Investigation of the maximum capacity of bridges.
c) River conservancy program.
d) Repair of roads and bridges as soon as possible.
e) Materials and labor for river conservancy.
(2) Harbor installations.
A. Facilities and installations.
(1) Marine guard.
(2) Installation of alarming equipment(buoy, light, etc.)
B. To designate the seashore appropriate for landing of emergency goods.
C. To repair lighters if docks are unavailable.
d. Repair of hoists and accessories.
(3) Landing places of airplanes.
(1) Preparations to emergency runway.
(2) Repair broken equipment.
(3) Restore land-marks or wind sleeves.
(4) Supply of water.
a) To patrol the reservoirs or pipe lines in order to prevent muddiness.
b) To plan supplementary water source.
c) To establish water supplying points at the time of extreme scarcity.
d) To present the sample of portable water to health officer for bacteriological examination.
e) Supervision over the purification of water.
f) Restoration program of water supplying system as soon as possible.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(5) Railroad.
a) To furnish workers.
b) To " equipments and materials as required for railroad reconstruction.
c) To prepare emergency transportation to rescue and refuge the injured when train was wrecked.

(6) Electricity.
a) To furnish workers
b) " " equipments and reconstruction materials
c) Report on damage of wire system.
d) To assist in the installation of emergency generator.

(7) Gas.
a) To furnish workers.
b) " " equipments and reconstruction materials.
c) To report all leakages in gas tanks and pipes.

(8) Telephone and telegram.
a) To furnish workers.
b) " " equipments and reconstruction materials.

(9) Program of transport division.
A. Railroad transportation.
(1) Transport methods.
(2) Enforcement of compulsory rights.
B. Land transport.
(1) Transport.
(2) Fuel
(3) Enforcement of compulsory right.
C. Marine transport.
(1) Transport.
(2) Ship.
(3) Harbor.

(10) Program of cooperative division.
Expediting of cooperative activities with various organizations.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

COUNTER DISASTER MEASURES AND ESSENTIALS OF ITS ENFORCEMENT PLAN IN TOYAMA KEN.

1. Principles of Performance.

(1) Purport.

This plan aims at carrying out necessary and emergent aids under the cooperation of the administrative organs concerned, local public body, Japan Red Cross Society, other organizations and the people at large corresponding to the policies of the central government and expecting the security of social order and protection of the sufferers in case of various disasters or emergency disasters.

(2) Sphere of Disaster.

This plan provides for carrying out the well-controlled activities in compliance with the previously established plan and taking the undermentioned necessary steps for the first aid treatment and protection of the sufferers in accordance with the provision's of the Disaster Aid Law when lots of people need urgent aid owing to the emergency in the whole or part of this ken or other neighboring Kens.

(3) Steps Taken.

a. Responsibility for performance of disaster aid.
b. Standard for disaster aid.
c. First-aid treatment.
d. Establishment of aid activity organizations.
e. Establishment of extraordinary system consequent upon the occurrence of emergency.
f. Collection of information-connections and communications and transmission of alarm.
g. Guarding and watching, exercise of police authority adequate for maintenance and security of social order.
h. Prevention of fire and flood, fire extinguishing and refuge.
i. Storing and distribution of clothes, beddings and household utensils necessary for the emergency aid.
j. Urgent recovery, repair and security of construction materials. Mobilization plan of engineers.
k. Use of labor, equipments and installations.
l. Handling of finance, considerations in tax payment. Procurement of fund.
m. Performance of medical protection and anti epidemic activities.
n. Security in distribution of urgent food, transportation of relief goods and food.
o. Urgent transportation, transportation plan by rail, sea and on land.
p. Prevention of river flood, urgent plan for roads, bridges, water pipes and harbors.
q. Connections with other organizations concerned.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2. Main points in performance.

(A) General description (organization and mechanism)

(1) Responsibility for performance of disaster aid.

(a) Those in charge of disaster aid.

The state shall be responsible for it under the cooperation of the local public entities, Japan Red Cross Society, other organizations and the people at large and the governor of Ken will take charge of its enforcement in accordance with the art. 22 of the Disaster Aid Law, establishing a disaster aid plan.

(b) Deputy governor.

In case of absence of governor, vice governor will act as governor in the qualification of chief of Counter Disaster Conference Office. (merely called conference office hereafter) In case of absence of vice governor, a member of Counter Disaster Conference (merely called conference hereafter) who has been previously nominated will act as governor.

(2) Standard for disaster aid.

(a) The aid in accordance with the Disaster Aid Law will be carried out only when we cannot leave the sufferers untouched from viewpoints of their protection and security of social order. Although there is no uniform criterion with regards to the kind and scale of a disaster except the provision of the Art. 2 of the same Law, it will be accorded with the examples for the time being in which the Fundamental Fund Law for Relief of Sufferers was formerly applied.

(b) In case of slight degree of damage the governor will carry out emergency aid in accordance with the plan previously established by the conference.

(3) Establishment of aid activity organizations.

(a) Establishment of Ken Counter Disaster Conference

The Ken Counter Disaster Conference (merely called conference hereafter) with governor as its president will be established in accordance with the provision of the Art. 3, Disaster Aid Law in order to fix a disaster aid plan, and discuss about the urgent aid and measures, driving them forward. It will consist of chiefs of the administrative organs concerned, members of Japan Red Cross Society and men of knowledge and experience. All of the members ought to take necessary steps for accelerating the enforcement of its plan.

(b) Establishment of the conference's office.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

The conference's office which consists of Kencho staff officials with Vice-Governor as its chief will conduct practical works for counter disaster measures and enforcement plan referred to above.

(c) Establishment of Ken disaster aid corps.

The Ken disaster aid corps (merely called aid corps hereafter) separately organized with Vice-governor as its chief will put into practice the plan established by the procedures referred to above.

The aid corps will have responsible department system and its hqs will be placed at Public Welfare Dep't. Ken and its branches at Gun or Shi, and its sub-branches at towns or villages.

(d) Establishment of commanding post at damaged area.

The governor is authorised to establish a commanding post or its agency consisting of members of the conference and its office at the damaged area in case of an emergency or when the disaster affects wide range of sphere. These post or agencies will take charge of adjustment and contact in enforcing the synthetic plan for disaster aid such as collection of informations, connection, research and aid. Its organization and establishment will be decided by the governor each time according to the judgment of the then situation and its chief will be appointed by the governor, chief of ken aid corps.

(e) Duties of the members of the conference and its office.

The members of the conference and its office will perform their duties in disaster aid and be appointed by the governor. They'll be attached to any of ten departments, namely, general affairs and Welfare, Public Peace, Fire, Food and Materials, Economic, Public Health, Engineering, Transportation, Cooperation and Communications, upon their own speciality and set up a disaster aid plan respectively.

(f) Connection with each member.

The members in charge of general affairs and welfare are forced to take close contact with each member all the time and so two of them will exclusively take charge of connection prior to and in case of an emergency.

(4) Establishment of extraordinary system in case of an emergency.

A. Kencho.